

福岡県公報

平成21年4月8日
第2952号

目次

告示(第664号-第676号)

指定確認検査機関の業務を行う事務所の所在地の変更	(建築指導課)	1
道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用の開始	(道路維持課)	2
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
平成20年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算	(財政課)	3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	73
福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	73
道路の供用の開始	(道路維持課)	73
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	73
公共測量の終了	(県土整備総務課)	73
公共測量の終了	(県土整備総務課)	74
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	74
公 告			
障害者就業・生活支援センターの指定	(新雇用開発課)	74
障害者就業・生活支援センターの指定	(新雇用開発課)	74
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(園芸振興課)	75
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(園芸振興課)	75
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(園芸振興課)	75
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(青少年課)	76

意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(医療指導課)	76
意見募集の結果の公示	(住宅計画課)	76
意見募集の結果の公示	(住宅計画課)	77
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	77
教育委員会			
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(教育庁総務課)	79
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(教育庁総務課)	79
監査委員			
監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課)	79
監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	87
公安委員会			
警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活安全総務課)	109
警備業法の一部を改正する法律附則第5条による審査の実施	(警察本部生活安全総務課)	110
少年指導委員の委嘱	(警察本部少年課)	112

告示

福岡県告示第664号
 建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の21第2項の規定に基づき、指定確認検査機関から確認検査の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のように公示する。

平成21年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定確認検査機関の名称及び所在地
 - (1) 名称 財団法人福岡県建築住宅センター
 - (2) 所在地 福岡市中央区天神1丁目1番1号
- 2 業務区域
福岡県の全域
- 3 確認検査の業務を行う事務所の所在地

変 更 前	変 更 後
ア イの区域を除く区域において業務を行う事務所 福岡市中央区天神1丁目1番1号 イ 北九州市、中間市、直方市、田川市、行橋市、豊前市、宮若市、遠賀郡、鞍手郡、田川郡、京都郡、築上郡の区域において業務を行う事務所 北九州市小倉北区大手町1番1号 ウ アの区域のうち、福岡市を除く区域において業務を行う事務所 久留米市城南町15番地5	ア 北九州市を除く区域において業務を行う事務所 福岡市中央区天神1丁目1番1号 イ 福岡市を除く区域において業務を行う事務所 北九州市小倉北区大手町1番1号 ウ 福岡市及び北九州市を除く区域において業務を行う事務所 久留米市城南町15番地5 飯塚市吉原町6番1号

4 変更年月日

平成21年5月1日

福岡県告示第665号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年4月8日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県 道	今 任 原 伊 田 線	前	田川郡大任町大字今任原2392番1先から 田川郡大任町大字今任原2396番7先まで	6.7 ~ 8.5	6.4
			後	同上	8.1 ~ 8.7	

福岡県告示第666号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年4月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年4月8日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
田 川	今 任 原 伊 田 線	田川郡大任町大字今任原2392番1先から 田川郡大任町大字今任原2396番7先まで

福岡県告示第667号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成21年4月8日

福岡県知事 麻 生 渡

1 組合の名称

新宮町沖田土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成18年11月24日から平成25年3月31日まで

3 施行地区

糟屋郡新宮町大字上府字小田、字御供田、字龍王田、字五反田及び字三畝町の各全部並びに字形貝、字牟田、字椎ノ木、字太郎丸、字下村、字小万崎、字長牟田、字柚ノ木、字有道、字長尾、字大坪、字沖田及び字林崎の各一部並びに緑ヶ浜4丁目及び下府2丁目の各一部

4 事務所の所在地

糟屋郡新宮町大字下府2丁目6番1号

5 設立認可の年月日

平成18年2月14日

6 変更認可の年月日

平成21年3月27日

福岡県告示第668号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市柏の森607 - 1、607 - 3、607 - 6から607 - 9まで、607 - 11から607 - 13まで、607 - 17、607 - 22、607 - 25、607 - 26及び608 - 1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号 第1福岡ビルS館4階

株式会社 コスモス薬品

代表取締役 宇野 正晃

福岡県告示第669号

平成20年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算は、平成21年2月第10回福岡県議会定例会において次のように議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表する。

平成21年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

第 61 号議案

平成20年度福岡県一般会計補正予算（第 5 号）

平成20年度福岡県の一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,970,542千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,563,454,606千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 4 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 4 表繰越明許費補正」による。

平成21年3月12日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 県	税	628,498,479	△ 32,979,170	595,519,309
	1 県 民 税	207,220,936	△ 6,541,011	200,679,925
	2 事 業 税	176,775,771	△ 17,398,818	159,376,953
	3 地 方 消 費 税	94,817,080	△ 3,170,142	91,646,938
	4 不 動 産 取 得 税	19,796,093	△ 1,576,648	18,219,445
	5 県 た ば こ 税	10,909,020	△ 168,318	10,740,702
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,271,115	△ 48,393	1,222,722
	7 自 動 車 税	64,371,888	△ 1,144,908	63,226,980
	8 鉦 区 税	6,822	△ 272	6,550
	9 自 動 車 取 得 税	14,081,596	△ 1,031,426	13,050,170
	10 軽 油 引 取 税	38,843,435	△ 2,001,671	36,841,764
	11 狩 猟 税	42,019	806	42,825

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	12 産業廃棄物税	361,644	2,370	364,014
	13 旧法による税	1,060	△ 695	365
	14 固定資産税		99,956	99,956
2 地方消費税清算金		91,095,795	△ 627,568	90,468,227
	1 地方消費税清算金	91,095,795	△ 627,568	90,468,227
4 地方特例交付金		8,287,953	△ 310,863	7,977,090
	1 地方特例交付金	4,508,108	△ 366,779	4,141,329
	2 特別交付金	2,260,000	55,916	2,315,916
5 地方交付税		264,660,673	△ 2,170,902	262,489,771
	1 地方交付税	264,660,673	△ 2,170,902	262,489,771
7 分担金及び負担金		10,551,223	△ 560,808	9,990,415
	1 分担金	981,985	△ 142,733	839,252
	2 負担金	9,569,238	△ 418,075	9,151,163
8 使用料及び手数料		17,433,321	△ 557,633	16,875,688

	1 使 用 料	8,992,886	△ 66,291	8,926,595
	2 手 数 料	8,440,435	△ 491,342	7,949,093
9 国 庫 支 出 金		199,169,898	344,608	199,514,506
	1 国 庫 負 担 金	95,469,027	1,568,291	97,037,318
	2 国 庫 補 助 金	101,440,096	△ 1,051,060	100,389,036
	3 委 託 金	2,260,775	△ 172,623	2,088,152
10 財 産 収 入		6,331,066	2,417,541	8,748,607
	1 財 産 運 用 収 入	4,457,782	△ 8,289	4,449,493
	2 財 産 売 払 収 入	1,873,284	2,425,830	4,299,114
12 繰 入 金		41,526,192	△ 1,209,290	40,316,902
	1 特 別 会 計 繰 入 金	5,285,975	△ 432,197	4,853,778
	2 基 金 繰 入 金	36,240,217	△ 777,093	35,463,124
13 繰 越 金		389,559	527,989	917,548
	1 繰 越 金	389,559	527,989	917,548
14 諸 収 入		99,900,930	217,654	100,118,584

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 延滞金、加算金及び過料等	2,432,983	△ 180,935	2,252,048
	2 県預金利子	187,991	148,390	336,381
	4 貸付金元利収入	73,603,547	432,094	74,035,641
	5 受託事業収入	6,351,528	△ 932,921	5,418,607
	6 収益事業収入	7,708,856	△ 465,847	7,243,009
	7 利子割精算金収入	83,474	69,519	152,993
	8 雑入	7,127,738	1,147,354	8,275,092
15 県	債	200,943,800	22,937,900	223,881,700
	1 県債	200,943,800	22,937,900	223,881,700
歳入合計		1,575,425,148	△ 11,970,542	1,563,454,606

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		2,858,734	3,424	2,862,158
	1 議 会 費	2,858,734	3,424	2,862,158
2 総 務 費		60,249,116	3,740,748	63,989,864
	1 総 務 管 理 費	28,721,511	3,227,608	31,949,119
	2 企 画 費	4,201,637	895,606	5,097,243
	3 徴 税 費	20,196,396	△ 71,734	20,124,662
	4 市 町 村 振 興 費	4,355,095	△ 257,480	4,097,615
	5 選 挙 費	183,740	△ 10,573	173,167
	6 防 災 費	789,704		803,796
	7 統 計 調 査 費	1,122,777	△ 64,267	1,058,510
	8 人 事 委 員 会 費	276,005	631	276,636
	9 監 査 委 員 費	402,251	6,865	409,116
3 保 健 費		167,635,483	△ 2,128,403	165,507,080

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 保健企画費	9,986,314	△ 249,506	9,736,808
	2 健康対策費	15,586,293	△ 215,432	15,370,861
	3 生活衛生費	1,505,503	△ 34,233	1,471,270
	4 医薬費	4,549,519	△ 609,707	3,939,812
	5 医療介護費	131,219,759	△ 567,823	130,651,936
	6 高齢者支援費	4,788,095	△ 451,702	4,336,393
4 環境費		4,150,141	△ 873,529	3,276,612
	1 環境費	4,150,141	△ 873,529	3,276,612
5 生活労働費		129,318,680	7,162,468	136,481,148
	1 県民生活費	5,300,714	445,668	5,746,382
	2 福祉企画費	4,859,992	144,660	5,004,652
	3 児童家庭費	30,877,548	1,139	30,878,687
	4 障害者福祉費	24,638,260	3,854,108	28,492,368
	5 生活保護費	31,592,325	3,179,048	34,771,373

	6 社会福祉費	10,454,519	△	302,358	10,152,161
	7 労働企画費	2,024,714	△	6,305	2,018,409
	8 職業訓練費	2,813,747	△	139,314	2,674,433
	9 失業対策費	16,467,176	△	8,893	16,458,283
	10 労働委員会費	289,685	△	5,285	284,400
6 農林水産業費		71,194,097	△	6,505,873	64,688,224
	1 農林水産業企画費	7,767,249	△	956,952	6,810,297
	2 農業費	9,629,623	△	1,240,075	8,389,548
	3 畜産業費	2,241,872	△	272,608	1,969,264
	4 農地費	28,097,117	△	3,078,395	25,018,722
	5 林業費	13,925,522	△	448,568	13,476,954
	6 水産業費	9,532,714	△	509,275	9,023,439
7 商工費		72,894,046	△	413,079	72,480,967
	1 商業費	63,313,591	△	137,264	63,176,327
	2 工鉱業費	9,251,300	△	277,706	8,973,594

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 観 光 費	329,155	1,891	331,046
8 県 土 整 備 費		184,926,453	553,017	185,479,470
	1 県 土 整 備 企 画 費	27,119,264	△ 11,047	27,108,217
	2 道 路 橋 り ょ う 費	74,271,120	1,518,027	75,789,147
	3 河 川 海 岸 費	38,872,341	△ 1,184,040	37,688,301
	4 港 湾 費	4,366,339	904,250	5,270,589
	5 都 市 計 画 費	23,488,073	203,406	23,691,479
	6 住 宅 費	8,926,373	△ 1,007,755	7,918,618
	7 河 川 総 合 開 発 等 事 業 費	2,141,220	1,887	2,143,107
	8 水 資 源 対 策 費	5,741,723	128,289	5,870,012
9 警 察 費		133,519,723	△ 1,075,285	132,444,438
	1 警 察 管 理 費	130,173,482	△ 964,778	129,208,704
	2 警 察 活 動 費	3,346,241	△ 110,507	3,235,734
10 教 育 費		402,563,352	△ 3,641,616	398,921,736

	1 教育総務費	36,172,928		848,797	37,021,725
	2 小学校費	142,664,320	△	1,524,359	141,139,961
	3 中学校費	82,930,831	△	572,769	82,358,062
	4 高等学校費	68,654,712	△	649,864	68,004,848
	5 特別支援学校費	28,045,748	△	902,712	27,143,036
	6 社会教育費	5,379,474	△	394,760	4,984,714
	7 保健体育費	1,524,025	△	19,293	1,504,732
	8 大学費	3,991,447	△	80,287	3,911,160
	9 私立学校費	33,199,867	△	346,369	32,853,498
11 災害復旧費		2,674,290	△	1,548,998	1,125,292
	1 農林水産施設災害復旧費	1,152,016	△	721,164	430,852
	2 土木施設災害復旧費	1,503,349	△	827,834	675,515
12 公債費		174,364,450	△	1,423,807	172,940,643
	1 公債費	174,364,450	△	1,423,807	172,940,643
13 諸支出金		168,876,583	△	5,819,609	163,056,974

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 利子割交付金等	166,476,583	△ 5,819,609	160,656,974
歳出	合計	1,575,425,148	△ 11,970,542	1,563,454,606

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度	額
国営耳納山麓総合かんがい排水事業負担金	平成21年度から 平成30年度まで		7,724,694千円
国営筑後川下流かんがい排水事業負担金	平成21年度から 平成38年度まで		25,063,148千円
国営筑後川中流かんがい排水事業負担金	平成21年度から 平成24年度まで		368,409千円
国営椎田地区農地再編整備事業負担金	平成21年度から 平成26年度まで		473,048千円
水資源機構営筑後大堰建設事業負担金	平成21年度から 平成24年度まで		242,700千円
水資源機構営筑後川下流用水事業負担金	平成21年度から 平成34年度まで		16,159,883千円

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
福岡県中小企業振興資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成20年度から平成31年度まで	950,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。	平成20年度から平成31年度まで	1,459,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務施設整備事業費	44,800	証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成20年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成21年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。	42,100	証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成20年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成21年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
直轄空港事業負担金	617,800				622,000			
保健施設整備事業費	1,199,700				780,400			
環境施設整備事業費	1,042,400				443,800			
生活労働施設整備事業費	386,100				295,600			
農林水産施設整備事業費	702,000				711,100			
農地事業費	5,254,000				4,174,800			
造林事業費	191,000				212,200			
林道事業費	1,792,300				1,790,300			
治山事業費	2,695,100				2,552,100			
水産事業費	1,988,100				1,835,600			
河川事業費	12,829,800				13,040,600			
砂防事業費	3,341,900	3,194,500						

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
海岸事業費	495,400				524,000			
港湾事業費	977,500				938,400			
都市計画事業費	1,904,500				2,106,800			
道路事業費	37,720,900				37,616,000			
鉄道整備事業負担金	21,301,000				21,231,200			
直轄事業負担金	16,023,200				19,614,000			
公営住宅建設事業費	3,331,600				2,800,000			
警察施設整備事業費	3,722,500				3,708,600			
教育施設整備事業費	9,251,600				9,043,900			
災害復旧事業費	568,400				280,500			
退職手当	15,400,000				16,200,000			
県税減収補てん					21,961,000			
計	200,943,800				223,881,700			

第4表 繰越明許費補正
追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 企画費	地域振興促進費	35,486
4 環境費	1 環境費	環境保全費	30,000
5 生活労働費	4 障害者福祉費	障害者福祉施設整備費	397,755
6 農林水産業費	1 農林水産業企画費	農山漁村地域活性化対策費	14,440
		食の安全・安心対策費	21,586
	2 農業費	農業構造改善事業費	225,710
	4 農地費	県営かんがい排水事業費	191,900
		担い手育成基盤整備事業費	552,268
		新農業水利システム保全対策事業費	63,428
		広域営農団地農道整備事業費	464,600
		農業集落排水事業費	1,999
	県営農村総合整備事業費	526,956	

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
		県営中山間地域農村活性化総合整備事業	248,860
		農地環境整備事業費	92,110
		県営水環境整備事業費	25,250
		団体営ため池等整備事業費	21,990
		湛水防除事業費	30,300
		公害防除特別土地改良事業費	22,220
		クリーク防災機能保全対策事業費	230,280
	5 林業費	森林整備林道事業費	81,125
	6 水産業費	漁港修築事業費	473,860
		漁港環境整備事業費	92,950
		漁港漁村活性化対策事業費	30,600
8 県土整備費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう事業事務費	144,479
		道路災害防除費	11,920
		橋りょう補修費	19,000

		橋りょう架換費	92,100
3	河川海岸費	河川砂防海岸事業事務費	106,230
		堰堤改良費	374,474
		住宅宅地関連河川改修費	212,700
		都市基盤河川改修費補助金	625,502
		河川総合流域防災事業費	551,834
		砂防事業費	38,000
		4	港湾費
5	都市計画費	都市計画事業事務費	38,446
		市街地再開発事業費	124,610
		土地区画整理事業促進費	133,205
		土地区画整理関連事業費	11,000
		住宅宅地関連土地区画整理事業費	144,052
		土地区画整理緊急地方道路整備事業費	209,500
		街路事業費	166,410

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
		街路関連道路整備事業費	611,412
		公園関連事業費	141,140
	6 住宅費	公営住宅等建設助成費	51,517
		公営住宅ストック総合改善事業費	71,820
10 教育費	4 高等学校費	体育館建設費	157,095
		校地整備費	28,592
		高等学校再編整備費	340,718
	5 特別支援学校費	特別支援学校整備費	42,894
	6 社会教育費	九州歴史資料館整備費	42,101
11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	土木施設災害復旧事務費	3,960
		平成20年災害土木施設費	154,036

変 更

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
6 農 水 産 業 林 業 費	4 農 地 費	県営ため池等整備事業費	119,180	県営ため池等整備事業費	497,990
	5 林 業 費	県代行林道開設費	215,684	県代行林道開設費	361,200
		県営林道開設費	62,890	県営林道開設費	138,400
		ふるさと林道緊急整備事業費	89,500	ふるさと林道緊急整備事業費	341,700
		治山事業費	56,000	治山事業費	497,792
		県単治山事業費	93,700	県単治山事業費	103,140
8 県土整備費	1 県土整備費	新幹線整備促進費	2,190,000	新幹線整備促進費	2,780,000
	2 道橋りょう路費	道路交通安全施設整備費	37,000	道路交通安全施設整備費	296,864
		道路改良費	504,000	道路改良費	2,577,081
		第一種改良費	100,000	第一種改良費	202,286
		道路改築費	383,200	道路改築費	1,151,789
		緊急地方道路整備事業費	699,000	緊急地方道路整備事業費	5,636,278
	3 河川海岸費	広域河川改修費	422,000	広域河川改修費	1,736,572

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		都 市 河 川 改 修 費	195,000	都 市 河 川 改 修 費	1,169,458
		有 明 高 潮 対 策 事 業 費	69,000	有 明 高 潮 対 策 事 業 費	89,041
		床 上 浸 水 対 策 特 別 緊 急 事 業 費	61,000	床 上 浸 水 対 策 特 別 緊 急 事 業 費	1,125,800
		河 川 改 修 費	899,200	河 川 改 修 費	943,261
		通 常 砂 防 事 業 費	52,000	通 常 砂 防 事 業 費	753,310
		地 す べ り 対 策 事 業 費	94,000	地 す べ り 対 策 事 業 費	253,578
		急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業 費	16,000	急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業 費	258,475
		砂 防 総 合 流 域 防 災 事 業 費	68,000	砂 防 総 合 流 域 防 災 事 業 費	668,044
		海 岸 高 潮 対 策 事 業 費	77,000	海 岸 高 潮 対 策 事 業 費	176,940
	4 港 湾 費	港 湾 改 修 事 業 費	64,000	港 湾 改 修 事 業 費	262,400
		港 湾 局 部 改 良 事 業 費	60,000	港 湾 局 部 改 良 事 業 費	306,120
	5 都 市 計 画 費	街 路 緊 急 地 方 道 路 整 備 事 業 費	482,900	街 路 緊 急 地 方 道 路 整 備 事 業 費	2,783,599
		都 市 公 園 施 設 費	189,473	都 市 公 園 施 設 費	264,566
	6 住 宅 費	公 営 住 宅 建 設 費	55,980	公 営 住 宅 建 設 費	591,550

	8 水 資 源 対 策 費	北部福岡緊急連絡管事業費	202,000	北部福岡緊急連絡管事業費	729,793
10 教 育 費	4 高等学校費	施 設 充 実 費	2,118	施 設 充 実 費	108,601

第 62 号議案

平成20年度福岡県公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成20年度福岡県公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,373,807千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ565,929,317千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月12日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		252,676,124	△ 1,373,807	251,302,317
	1 一般会計繰入金	174,256,774	△ 1,373,807	172,882,967
歳入合計		567,303,124	△ 1,373,807	565,929,317

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		567,303,124	△ 1,373,807	565,929,317
	1 公債費	567,303,124	△ 1,373,807	565,929,317
歳出合計		567,303,124	△ 1,373,807	565,929,317

第 63 号議案

平成20年度福岡県市町村振興基金特別会計補正予算（第1号）

平成20年度福岡県市町村振興基金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,102千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ185,531千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月12日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸 収 入		193,632	△ 8,102	185,530
	1 諸 収 入	193,632	△ 8,102	185,530
歳 入 合 計		193,633	△ 8,102	185,531

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰 出 金		193,377	△ 8,102	185,275
	1 一 般 会 計 繰 出 金	193,377	△ 8,102	185,275
歳 出 合 計		193,633	△ 8,102	185,531

第 64 号議案

平成20年度福岡県災害救助基金特別会計補正予算（第1号）

平成20年度福岡県災害救助基金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 113,654 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 141,887 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月12日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		28,233	△ 7,783	20,450
	1 財産運用収入	28,233	△ 7,783	20,450
2 繰入金			121,437	121,437
	1 一般会計繰入金		121,437	121,437
歳入合計		28,233	113,654	141,887

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産費		28,233	113,654	141,887
	1 基金積立金	28,233	113,654	141,887
歳出合計		28,233	113,654	141,887

第 65 号議案

平成20年度福岡県農業改良資金助成事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度福岡県農業改良資金助成事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 98,614 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 544,834 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成21年3月12日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		23,372	△ 20,052	3,320
	1 一般会計繰入金	23,372	△ 20,052	3,320
2 繰越金		221,942	142,219	364,161
	1 繰越金	221,942	142,219	364,161
3 諸収入		164,488	12,865	177,353
	1 諸収入	164,488	12,865	177,353
4 県債		36,418	△ 36,418	0
	1 県債	36,418	△ 36,418	0
歳入合計		446,220	98,614	544,834

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 農業改良資金助成事業費		446,220	98,614	544,834
	1 農業改良資金助成事業費	446,220	98,614	544,834
歳 出 合 計		446,220	98,614	544,834

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金 貸付事業費	36,418	証書借入の方法により政府から起債する。	無利子	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第19条第3項の規定に基づき償還する。 償還財源は当該貸付金の償還金をもってこれにあてる。	0			

第 66 号議案

平成20年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 886,520 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,424,240 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成21年3月12日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 債		728,396	△ 279,845	448,551
	1 県 債	728,396	△ 279,845	448,551
2 繰入金		268,875	△ 74,730	194,145
	1 一般会計繰入金	268,875	△ 74,730	194,145
3 諸収入		2,025,665	△ 531,945	1,493,720
	1 雑収入	2,025,665	△ 531,945	1,493,720
歳入合計		4,310,760	△ 886,520	3,424,240

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費		2,287,983	△ 354,575	1,933,408
	1 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費	2,287,983	△ 354,575	1,933,408

2 公 債 費		2,022,777	△	531,945	1,490,832
	1 公 債 費	2,022,777	△	531,945	1,490,832
歳 出 合 計		4,310,760	△	886,520	3,424,240

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小規模企業等 設備導入資金 貸付事業費	728,396	証書借入の方法により独立行政法人中小企業基盤整備機構から起債する。	年1.35%以内	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条の規定に基づく業務方法書の定めるところにより償還する。 償還財源は当該貸付金の償還金をもってこれにあてる。	448,551	証書借入の方法により独立行政法人中小企業基盤整備機構から起債する。	年1.35%以内	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条の規定に基づく業務方法書の定めるところにより償還する。 償還財源は当該貸付金の償還金をもってこれにあてる。

第 67 号議案

平成20年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ172,435千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ331,761千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月12日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		504,196	△ 172,435	331,761
	1 財産運用収入	63,654	△ 45,564	18,090
	2 財産売却収入	440,542	△ 126,871	313,671
歳入合計		504,196	△ 172,435	331,761

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 積立金		63,654	△ 45,564	18,090
	1 積立金	63,654	△ 45,564	18,090
2 繰出金		440,542	△ 126,871	313,671
	1 基金繰出金	440,542	△ 126,871	313,671
歳出合計		504,196	△ 172,435	331,761

第 68 号議案

平成20年度福岡県河川開発事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度福岡県河川開発事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ141,822千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,478,720千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

平成21年3月12日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 巨瀬川開発事業費収入		2,410,524	△ 425	2,410,099
	2 繰 入 金	110,524	△ 425	110,099
2 那珂川開発事業費収入		9,284,016	△ 135,126	9,148,890
	2 分担金及び負担金	4,018,222	△ 21,767	3,996,455
	3 繰 入 金	123,939	△ 27,591	96,348
	5 諸 収 入	172,400	△ 85,768	86,632
3 祓川開発事業費収入		5,926,002	△ 6,271	5,919,731
	2 分担金及び負担金	1,588,168	△ 1,681	1,586,487
	3 繰 入 金	642,766	△ 4,590	638,176
歳 入 合 計		17,620,542	△ 141,822	17,478,720

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 巨瀬川開発事業費		2,410,524	△ 425	2,410,099
	1 巨瀬川開発事業費	2,410,524	△ 425	2,410,099
2 那珂川開発事業費		9,284,016	△ 135,126	9,148,890
	1 那珂川開発事業費	9,284,016	△ 135,126	9,148,890
3 祓川開発事業費		5,926,002	△ 6,271	5,919,731
	1 祓川開発事業費	5,926,002	△ 6,271	5,919,731
歳 出 合 計		17,620,542	△ 141,822	17,478,720

第2表 継続費補正
(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 巨瀬川開発事業費	1 巨瀬川開発事業費	巨瀬川開発事業費	37,226,513	51	100,000	37,226,088	51	100,000
				52	204,000		52	204,000
				53	34,000		53	34,000
				54	8,195		54	8,195
				55	62,639		55	62,639
				56	50,000		56	50,000
				57	90,000		57	90,000
				58	90,000		58	90,000
				59	103,106		59	103,106
				60	120,000		60	120,000
				61	125,779		61	125,779
	62	153,815	62	153,815				

				63	226,412		63	226,412
				元	681,877		元	681,877
				2	859,990		2	859,990
				3	680,745		3	680,745
				4	1,303,363		4	1,303,363
				5	1,988,147		5	1,988,147
				6	1,672,863		6	1,672,863
				7	831,056		7	831,056
				8	499,471		8	499,471
				9	454,322		9	454,322
				10	1,533,037		10	1,533,037
				11	1,170,601		11	1,170,601
				12	1,072,541		12	1,072,541
				13	1,094,631		13	1,094,631
				14	1,564,681		14	1,564,681

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				15	2,802,842		15	2,802,842
				16	2,916,082		16	2,916,082
				17	3,115,179		17	3,115,179
				18	3,111,305		18	3,111,305
				19	3,077,717		19	3,077,717
				20	2,410,524		20	2,410,099
				21	3,017,593		21	3,017,593
2 那珂川開発事業費	1 那珂川開発事業費	那珂川開発事業費	110,711,034	63	150,000	110,575,908	63	150,000
				元	307,220		元	307,220
				2	364,215		2	364,215
				3	372,846		3	372,846
				4	466,942		4	466,942
				5	529,024		5	529,024
				6	544,587		6	544,587

				7	544,580		7	544,580
				8	549,227		8	549,227
				9	576,749		9	576,749
				10	891,840		10	891,840
				11	764,463		11	764,463
				12	867,311		12	867,311
				13	689,863		13	689,863
				14	638,783		14	638,783
				15	1,720,167		15	1,720,167
				16	3,758,092		16	3,758,092
				17	7,618,309		17	7,618,309
				18	7,774,847		18	7,774,847
				19	9,875,782		19	9,875,782
				20	9,284,016		20	9,148,890
				21	8,800,000		21	8,800,000

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				22	4,300,000		22	4,300,000
				23	3,600,000		23	3,600,000
				24	13,500,000		24	13,500,000
				25	11,200,000		25	11,200,000
				26	12,200,000		26	12,200,000
				27	2,500,000		27	2,500,000
				28	600,000		28	600,000
				29	5,722,171		29	5,722,171
3 祇川開発事業費	1 祇川開発事業費	祇川開発事業費	72,017,383	2	156,221	72,011,112	2	156,221
				3	206,727		3	206,727
				4	211,756		4	211,756
				5	320,369		5	320,369
				6	269,406		6	269,406
				7	275,917		7	275,917

				8	250,183		8	250,183
				9	258,467		9	258,467
				10	672,886		10	672,886
				11	688,724		11	688,724
				12	756,208		12	756,208
				13	771,781		13	771,781
				14	522,583		14	522,583
				15	465,080		15	465,080
				16	492,390		16	492,390
				17	1,488,623		17	1,488,623
				18	2,059,020		18	2,059,020
				19	4,780,970		19	4,780,970
				20	5,926,002		20	5,919,731
				21	5,600,000		21	5,600,000
				22	7,200,000		22	7,200,000

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前		補正後			
			総額	年度 年割額	総額	年度 年割額	年割額	
				23	8,400,000		23	8,400,000
				24	8,900,000		24	8,900,000
				25	7,400,000		25	7,400,000
				26	7,100,000		26	7,100,000
				27	4,100,000		27	4,100,000
				28	1,600,000		28	1,600,000
				29	1,144,070		29	1,144,070

第 69 号議案

平成20年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 40,095 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,629,781千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

平成21年3月12日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		451,883	△ 12,546	439,337
	1 使用料	451,883	△ 12,546	439,337
2 繰入金		2,713,303	34,493	2,747,796
	1 一般会計繰入金	1,262,107	34,493	1,296,600
3 県債		6,776,700	△ 30,000	6,746,700
	1 県債	6,776,700	△ 30,000	6,746,700
5 諸収入		44,474	△ 36,473	8,001
	2 雑収入	44,473	△ 36,473	8,000
6 財産収入		683,515	4,431	687,946
	2 財産売却収入	679,463	4,431	683,894
歳入合計		10,669,876	△ 40,095	10,629,781

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 県 運 営 埠 頭 施 設 整 備 費		2,163,258	△ 15,450	2,147,808
	1 県 運 営 埠 頭 施 設 整 備 費	2,163,258	△ 15,450	2,147,808
2 公 債 費		8,506,618	△ 24,645	8,481,973
	1 公 債 費	8,506,618	△ 24,645	8,481,973
歳 出 合 計		10,669,876	△ 40,095	10,629,781

第 70 号議案

平成20年度福岡県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成20年度福岡県流域下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 683,519 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22,417,363千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

平成21年3月12日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 御笠川那珂川流域下水道事業費収入		9,779,161	△ 61,533	9,717,628
	1 分担金及び負担金	4,219,651	△ 18,874	4,200,777
	3 繰入金	466,693	△ 23,398	443,295
	4 県債	1,158,200	△ 16,300	1,141,900
	5 諸収入	12,606	△ 2,961	9,645
2 多々良川流域下水道事業費収入		3,546,358	△ 102,724	3,443,634
	1 分担金及び負担金	1,686,808	△ 27,039	1,659,769
	3 繰入金	455,047	△ 20,082	434,965
	4 県債	424,600	△ 13,900	410,700
	5 諸収入	7,888	△ 1,941	5,947
	7 繰越金	344,773	△ 39,762	305,011
3 宝満川流域下水道事業費収入		1,596,630	△ 4,318	1,592,312

	1 分担金及び負担金	612,827	△	2,186	610,641
	3 繰入金	102,343	△	5,509	96,834
	5 諸収入	375,355	△	262	375,093
	7 繰越金	94,659		3,639	98,298
4	宝満川上流流域下水道事業費収入	446,722		4,652	451,374
	1 分担金及び負担金	274,786	△	7,649	267,137
	3 繰入金	93,575	△	7,103	86,472
	5 諸収入	1,395	△	311	1,084
	6 繰越金	24,616		19,715	44,331
5	筑後川中流右岸流域下水道事業費収入	1,266,662	△	15,327	1,251,335
	1 分担金及び負担金	490,387	△	2,604	487,783
	3 繰入金	243,165	△	12,317	230,848
	5 諸収入	11,776	△	406	11,370
6	遠賀川下流流域下水道事業費収入	1,390,669	△	17,111	1,373,558
	1 分担金及び負担金	622,453	△	4,184	618,269

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 繰入金	227,108	△ 12,542	214,566
	5 諸収入	18,308	△ 385	17,923
7 矢部川流域下水道 事業費収入		3,285,511	△ 72,551	3,212,960
	1 分担金及び負担金	690,248	△ 6,503	683,745
	2 国庫補助金	1,551,000	△ 45,000	1,506,000
	3 繰入金	342,615	△ 20,764	321,851
	5 諸収入	113,748	△ 284	113,464
8 遠賀川中流流域下水道 事業費収入		1,291,350	△ 15,772	1,275,578
	1 分担金及び負担金	301,233	△ 3,603	297,630
	3 繰入金	254,926	△ 11,992	242,934
	5 諸収入	97,691	△ 177	97,514
9 明星寺川雨水流域下水道 事業費収入		497,819	△ 398,835	98,984
	1 分担金及び負担金	127,177	△ 101,155	26,022
	2 国庫補助金	236,000	△ 193,000	43,000

	3 繰入金	16,567	△ 8,105	8,462
	4 県債	118,000	△ 96,500	21,500
	5 諸収入	75	△ 75	0
歳入合計		23,100,882	△ 683,519	22,417,363

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 御笠川那珂川流域下水道費		9,779,161	△ 61,533	9,717,628
	1 御笠川那珂川流域下水道費	9,779,161	△ 61,533	9,717,628
2 多々良川流域下水道費		3,546,358	△ 102,724	3,443,634
	1 多々良川流域下水道費	3,546,358	△ 102,724	3,443,634
3 宝満川流域下水道費		1,596,630	△ 4,318	1,592,312
	1 宝満川流域下水道費	1,596,630	△ 4,318	1,592,312
4 宝満川上流流域下水道費		446,722	4,652	451,374
	1 宝満川上流流域下水道費	446,722	4,652	451,374

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 筑後川中流右岸流域下水道費 事業		1,266,662	△ 15,327	1,251,335
	1 筑後川中流右岸流域下水道費 事業	1,266,662	△ 15,327	1,251,335
6 遠賀川下流流域下水道費 事業		1,390,669	△ 17,111	1,373,558
	1 遠賀川下流流域下水道費 事業	1,390,669	△ 17,111	1,373,558
7 矢部川流域下水道費 事業		3,285,511	△ 72,551	3,212,960
	1 矢部川流域下水道費 事業	3,285,511	△ 72,551	3,212,960
8 遠賀川中流流域下水道費 事業		1,291,350	△ 15,772	1,275,578
	1 遠賀川中流流域下水道費 事業	1,291,350	△ 15,772	1,275,578
9 明星寺川雨水流域下水道費 事業		497,819	△ 398,835	98,984
	1 明星寺川雨水流域下水道費 事業	497,819	△ 398,835	98,984
歳出合計		23,100,882	△ 683,519	22,417,363

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	2,740,200	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないとき、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成20年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成21年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0% 以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>	2,613,500	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないとき、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成20年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成21年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0% 以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第3表 繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1	御笠川那珂川流域 下水道事業費	御笠川那珂川流域下水道建設費	967,198
2	多々良川流域 下水道事業費	多々良川流域下水道建設費	162,972
4	宝満川上流流域 下水道事業費	宝満川上流流域下水道建設費	12,000
6	遠賀川下流流域 下水道事業費	遠賀川下流流域下水道建設費	161,140
9	明星寺川雨水流域 下水道事業費	明星寺川雨水流域下水道建設費	46,000

変更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
3	宝満川流域 下水道事業費	宝満川流域下水道建設費	65,200	宝満川流域下水道建設費	154,570
5	筑後川中流 右岸流域 下水道事業費	筑後川中流右岸流域下水道建設費	22,470	筑後川中流右岸流域下水道建設費	280,890
7	矢部川流域 下水道事業費	矢部川流域下水道建設費	37,880	矢部川流域下水道建設費	795,800
8	遠賀川中流 流域下水道事業費	遠賀川中流流域下水道建設費	58,700	遠賀川中流流域下水道建設費	430,580

第 71 号議案

平成20年度福岡県住宅管理特別会計補正予算（第1号）

平成20年度福岡県住宅管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ276,217千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,128,120千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月12日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県営住宅管理費収入		7,295,299	△ 268,198	7,027,101
	2 国庫補助金	205,061	△ 10,089	194,972
	3 繰越金	275,399	126,702	402,101
	4 諸収入	387,907	△ 384,811	3,096
2 県営住宅敷金管理費収入		109,038	△ 8,019	101,019
	1 繰越金	1	7,218	7,219
	2 諸収入	109,037	△ 15,237	93,800
歳 入 合 計		7,404,337	△ 276,217	7,128,120

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 県 営 住 宅 管 理 費		7,217,647	△ 338,064	6,879,583
	1 県 営 住 宅 管 理 費	7,217,647	△ 338,064	6,879,583
2 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費		86,690	△ 3,314	83,376
	1 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費	86,690	△ 3,314	83,376
3 予 備 費		100,000	65,161	165,161
	1 予 備 費	100,000	65,161	165,161
歳 出 合 計		7,404,337	△ 276,217	7,128,120

第72号議案

平成20年度福岡県電気事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成20年度福岡県電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成20年度福岡県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（計）
	収	入	
第1款 電気事業収益	469,381千円	56,491千円	525,872千円
第1項 営業収益	457,744千円	27,193千円	484,937千円
第3項 事業外収益	1,287千円	29,298千円	30,585千円
	支		出
第1款 電気事業費	468,294千円	56,491千円	524,785千円
第1項 営業費用	438,904千円	56,491千円	495,395千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	164,209千円	29,298千円	193,507千円

平成21年3月12日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第73号議案

平成20年度福岡県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成20年度福岡県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成20年度福岡県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（補正予定額）		（計）
	収	入	支	出	
第1款 工業用水道事業収益	1,643,855千円		17,799千円		1,661,654千円
第2項 営業外収益	7,820千円		17,799千円		25,619千円
			支 出		
第1款 工業用水道事業費	1,448,417千円		17,799千円		1,466,216千円
第1項 営業費用	1,189,631千円		17,799千円		1,207,430千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	178,967千円	17,799千円	196,766千円

平成21年3月12日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第74号議案

平成20年度福岡県工業用地造成事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成20年度福岡県工業用地造成事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成20年度福岡県工業用地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 造成事業収益	2,348千円	2,155,583千円	2,157,931千円
第1項 営業外収益	2,348千円	6,259千円	8,607千円
第2項 営業収益	0千円	2,149,324千円	2,149,324千円
	支	出	
第1款 造成事業費	287,113千円	4,189,279千円	4,476,392千円
第1項 営業費用	257,267千円	4,189,279千円	4,446,546千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 166,293 千円は繰越利益剰余金処分額 166,293 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,246,293 千円は繰越工事資金 943,716 千円及び当年度分損益勘定留保資金 302,577 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 資本的支出	2,566,325千円	1,080,000千円	3,646,325千円
第3項 企業債償還金	0千円	1,080,000千円	1,080,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	110,759千円	6,259千円	117,018千円

平成21年3月12日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第670号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成21年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオンモール筑紫野

(2) 所在地 福岡県筑紫野市大字立明寺434 - 1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第671号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成21年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	56	福岡市博多区住吉4丁目3番2号 株式会社オリエンタルビジネスサービス	福岡市西区大字111の1 福岡県立筑前高等学校内売店ほか1箇所	平成21年4月1日
旧		福岡市博多区住吉4丁目3番2号 オリエンタルフーズ株式会社		

福岡県告示第672号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年4月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
大牟田	勝立川線 三川線	大牟田市神田町195番2先から 同市桜町77番先まで

福岡県告示第673号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

田川郡福智町弁城1839 - 2、1839 - 3及び1839 - 10

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

田川郡福智町金田937番地2

福智町長 浦田 弘二

福岡県告示第674号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区高野四丁目	平成21年2月20日

福岡県告示第675号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市若松区大字修多羅	平成21年3月10日

福岡県告示第676号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年3月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人「カンボジアと共に」

(2) 代表者の氏名

木戸 誠二

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県豊前市大字八屋517番地の1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、カンボジアの子どもたちが日本に留学し、日本の生活や文化を体験する機会を持つことができるようにするとともに、日本のニートと呼ばれる子どもたちがカンボジアの子どもたちと出会い、高め合う事業を行い、双方の子どもたちの将来に相乗の効果が出るようにすることを目的とする。

公 告

公告

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条の規定に基づき、次の者を同法第28条に規定する業務を行う者として指定したので、同法第27条第2項の規定により公示する。

平成21年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称

特定非営利活動法人大牟田市障害者協議会
障害者就業・生活支援センターほっとかん

2 住所

大牟田市新栄町16番地11の1

3 事務所の所在地

大牟田市新栄町16番地11の1

4 指定年月日

平成21年4月1日

公告

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条の規定に基づき、次の者を同法第28条に規定する業務を行う者として指定したので、同法第27条第2項の規定により公示する。

平成21年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称

社会福祉法人福岡コロニー
障害者就業・生活支援センターちどり

2 住所

糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目11番1号

3 事務所の所在地

古賀市久保1343番地3

4 指定年月日

平成21年4月1日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第7号の規定に基づき、意見公募手続を実施せずに、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間（置表）（以下「審査基準」という。）の廃止を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部園芸振興課に備え置きます。

平成21年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見を募集しなかった理由

本審査基準は、JAS法に基づく置表の登録格付機関の申請に対する処分に関し必要な事項を定めたものですが、同審査基準の廃止については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第67号）附則第

5条第1項に規定する登録格付機関が行う置表の格付の経過措置期間満了に伴い当然必要とされるものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第7号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 審査基準廃止の日

平成21年3月1日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく「不利益処分」に係る処分基準（置表）（以下「処分基準」という。）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部園芸振興課に備え置きます。

平成21年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見を募集しなかった理由

処分基準は、JAS法に基づく置表の登録格付機関の処分に関し必要な事項を定めたものですが、処分基準の一部改正については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第67号）附則第5条第1項に規定する登録格付機関が行う置表の格付の経過措置期間満了に伴い当然必要とされる規定の整理にあたり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 処分基準改正の日

平成21年3月1日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第7号の規定に基づき、意見公募手続を実施せずに、福岡県置表格付条例（昭和48年福岡県条例第35号。以

下「格付条例」という。)に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間(以下「審査基準」という。)の廃止を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載するほか、福岡県農林水産部園芸振興課に備え置きます。

平成21年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見を募集しなかった理由

審査基準は、格付条例に基づく格付の申請に対する処分に関し必要な事項を定めたものですが、審査基準の廃止については、格付条例が廃止されることに伴い当然必要とされるものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第7号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 審査基準廃止の日

平成21年3月1日

公告

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第6号及び同条項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県青少年健全育成条例施行規則(平成8年福岡県規則第14号)の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載するほか、福岡県新社会推進部青少年課に備え置きます。

平成21年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見を募集しなかった理由

福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(平成21年福岡県条例第8号)等及び福岡県青少年健全育成条例の一部を改正する条例(平成21年福岡県条例第9号)の制定に伴い、届出書の提出に当たって添付書類の一部が不要となる場合について規定したほか、軽微な変更を行うものであるため、福岡県行政手続条例第37条第4項第6号及び同条項第8号に該当する。

以上の理由から、今改正では福岡県行政手続条例第37条第1項に定める意見公募手

続を実施しないこととした。

2 公布日

平成21年3月30日

公告

福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例施行規則の一部改正について、平成21年1月29日から平成21年2月27日までの間、ご意見を募集いたしました。

その結果、提出されたご意見はありませんでしたので、原案のとおり、平成21年4月8日に改正しました。

平成21年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

問い合わせ先

保健医療介護部医療指導課

電話：092-643-3276

メールアドレス：iryoshido@pref.fukuoka.lg.jp

公告

高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案について、平成20年10月1日から平成20年10月30日までの間、ご意見を募集しました。

その結果、提出されたご意見はありませんでしたので、原案のとおり平成21年3月31日に公布しました。

平成21年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

問い合わせ先

建築都市部住宅計画課民間住宅係

電話：092-643-3731

メールアドレス：jukeikaku@pref.fukuoka.lg.jp

公告

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案について、平成20年10月1日から平成20年10月30日及び平成20年11月27日から平成20年12月26日までの間、ご意見を募集しました。

その結果、提出されたご意見はありませんでしたので、原案のとおり平成21年3月31日に公布しました。

平成21年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

問い合わせ先

建築都市部住宅計画課民間住宅係

電話：092 - 643 - 3731

メールアドレス：jukeikaku@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

捜査支援用端末（サイバー犯罪対策要員用）賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成21年6月1日から平成24年5月31日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成21年4月21日現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA、A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。

(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部総務部会計課

電話番号 092 - 641 - 4141 内線6675

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 平成21年4月8日（水）から平成21年4月21日（火）までの福岡県の休日を含める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

平成21年4月21日(火) 午後6時00分

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成21年4月22日(水) 午前11時00分

(2) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室(地下1階北側)

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

10 予定価格を下回る入札がない場合の措置

開札をした場合において予定価格を下回る入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、それ以外の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は11の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者

がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同値の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

教育委員会

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県博物館登録規則の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県教育庁総務部総務課に備え置きます。

平成21年4月8日

福岡県教育委員会

1 意見を募集しなかった理由

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定により、博物館法が改められたことに伴い、福岡県博物館登録規則に規定する様式について所要の改正を行うものですが、他の法令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理を内容とする規則を定めるものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するた

め、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成21年4月1日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第7号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県教育委員会の主管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の廃止を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県教育庁総務部総務課に備え置きます。

平成21年4月8日

福岡県教育委員会

1 意見を募集しなかった理由

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定により、民法第34条の規定に基づき設立された法人に関する制度が廃止されたことに伴い、福岡県教育委員会の主管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止するものですが、規則を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる規則の廃止をするものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第7号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成21年4月1日

監査委員

監査公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を教育委員会出先機関の福岡教育事務所等137か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成21年4月8日

福岡県監査委員

同

同

同

工藤壽文

進谷庸助

伊藤龍峰

野田栄市

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象機関：教育委員会の出先機関137機関

(2) 監査対象期間：平成19年10月1日～平成20年9月30日、12か月間

(3) 監査実施期間：平成20年11月11日～平成21年1月30日

監査対象機関ごとの監査実施日は次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡教育事務所	平成20年12月2日～平成20年12月5日
北九州教育事務所	平成20年11月12日～平成20年11月14日
北筑後教育事務所	平成20年11月26日～平成20年11月28日
南筑後教育事務所	平成20年11月18日～平成20年11月20日
筑豊教育事務所	平成20年11月18日～平成20年11月20日
京築教育事務所	平成20年11月26日～平成20年11月28日
教育センター	平成20年12月12日
体育研究所	平成20年12月12日
美術館	平成20年11月11日
図書館	平成20年12月12日
社会教育総合センター	平成20年11月21日
英彦山青年の家	平成20年11月21日
少年自然の家「玄海の家」	平成20年11月11日
九州歴史資料館	平成20年12月12日
青豊高等学校	平成21年1月22日
築上西高等学校	平成20年12月16日
育徳館高等学校	平成20年12月17日
苅田工業高等学校	平成20年12月8日
京都高等学校	平成20年12月8日
行橋高等学校	平成21年1月23日
門司高等学校	平成20年12月8日
門司北高等学校	平成20年12月8日
門司学園高等学校	平成20年12月8日
門司大翔館高等学校	平成20年12月8日
小倉南高等学校	平成20年12月8日
小倉商業高等学校	平成21年1月29日
小倉高等学校	平成20年12月8日
小倉工業高等学校	平成20年12月9日
小倉西高等学校	平成20年12月9日

監査対象機関名	監査実施日
北九州高等学校	平成21年1月28日
小倉東高等学校	平成20年12月9日
戸畑高等学校	平成20年12月9日
ひびき高等学校	平成20年12月9日
戸畑工業高等学校	平成21年1月20日
若松高等学校	平成20年12月9日
若松商業高等学校	平成20年12月9日
八幡高等学校	平成20年12月9日
八幡中央高等学校	平成20年12月9日
八幡工業高等学校	平成20年12月10日
八幡南高等学校	平成20年12月10日
北筑高等学校	平成21年1月29日
東筑高等学校	平成20年12月10日
折尾高等学校	平成20年12月10日
中間高等学校	平成20年12月10日
遠賀高等学校	平成21年1月30日
宗像高等学校	平成20年12月10日
光陵高等学校	平成20年12月10日
水産高等学校	平成21年1月16日
玄界高等学校	平成20年12月10日
新宮高等学校	平成20年12月10日
福岡魁誠高等学校	平成20年12月17日
須恵高等学校	平成20年12月10日
宇美商業高等学校	平成20年12月10日
香住丘高等学校	平成21年1月14日
香椎高等学校	平成21年1月15日
香椎工業高等学校	平成21年1月16日
博多青松高等学校	平成20年12月10日
福岡高等学校	平成20年12月10日
筑紫丘高等学校	平成20年12月10日
柏陵高等学校	平成20年12月10日
福岡中央高等学校	平成20年12月10日
城南高等学校	平成20年12月10日
修猷館高等学校	平成20年12月10日

監査対象機関名	監査実施日
福岡工業高等学校	平成20年12月11日
福岡講倫館高等学校	平成20年12月11日
早良高等学校	平成20年12月11日
玄洋高等学校	平成20年12月11日
筑前高等学校	平成20年12月11日
春日高等学校	平成20年12月18日
太宰府高等学校	平成21年1月28日
福岡農業高等学校	平成21年1月29日
筑紫中央高等学校	平成20年12月11日
武蔵台高等学校	平成20年12月11日
筑紫高等学校	平成21年1月30日
糸島高等学校	平成20年12月11日
糸島農業高等学校	平成21年1月20日
小郡高等学校	平成20年12月11日
三井高等学校	平成20年12月11日
久留米筑水高等学校	平成21年1月22日
明善高等学校	平成20年12月11日
久留米高等学校	平成20年12月11日
三潆高等学校	平成20年12月11日
大川樟風高等学校	平成21年1月14日
伝習館高等学校	平成21年1月15日
山門高等学校	平成20年12月11日
三池高等学校	平成20年12月11日
三池工業高等学校	平成20年12月11日
大牟田北高等学校	平成21年1月16日
ありあけ新世高等学校	平成20年12月16日
八女高等学校	平成20年12月11日
八女工業高等学校	平成20年12月11日
福岡高等学校	平成21年1月20日
八女農業高等学校	平成21年1月28日
黒木高等学校	平成20年12月12日
浮羽工業高等学校	平成20年12月17日
浮羽研究館高等学校	平成20年12月12日
朝倉高等学校	平成20年12月12日

監査対象機関名	監査実施日
朝倉東高等学校	平成20年12月12日
朝倉農業高等学校	平成21年1月23日
朝羽高等学校	平成20年12月18日
朝倉光陽高等学校	平成20年12月16日
田川川高等学校	平成20年12月12日
東鷹高等学校	平成20年12月12日
田川科学技術高等学校	平成21年1月7日
西田川川高等学校	平成21年1月9日
稲築志耕館高等学校	平成20年12月12日
嘉穂高等学校	平成20年12月12日
嘉穂東高等学校	平成20年12月12日
嘉穂総合高等学校	平成21年1月7日
鞍手高等学校	平成20年12月12日
直方高等学校	平成20年12月12日
筑豊高等学校	平成20年12月12日
鞍手竜徳高等学校	平成21年1月7日
福岡盲学校	平成20年12月8日
柳河盲学校	平成20年12月8日
北九州盲学校	平成21年1月15日
福岡高等盲学校	平成21年1月22日
福岡聾学校	平成20年12月8日
久留米聾学校	平成20年12月8日
小倉聾学校	平成20年12月8日
直方聾学校	平成21年1月9日
福岡高等聾学校	平成20年12月8日
福岡養護学校	平成20年12月9日
田主丸養護学校	平成20年12月9日
直方養護学校	平成20年12月9日
築城養護学校	平成20年12月9日
川崎養護学校	平成20年12月9日
小郡養護学校	平成20年12月9日
筑後養護学校	平成20年12月9日
北筑前養護学校	平成20年12月9日
嘉穂養護学校	平成21年1月9日

監査対象機関名	監査実施日
養護学校「福岡高等学園」	平成21年1月23日
養護学校「北九州高等学園」	平成21年1月14日
古賀養護学校	平成20年12月9日
育徳館中学校	平成20年12月18日
門司学園中学校	平成20年12月12日
輝翔館中等教育学校	平成20年12月12日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、農業生産物等の管理及び収納事務については、重点事項として調査を行った。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

- (1) 収入
 - 使用料、手数料、財産貸付収入、生産物売払収入、雑入等の調定及び収入事務
- (2) 支出
 - 賃金、報償費、旅費、委託料、備品購入費、扶助費等の支出事務
- (3) 人件費
 - 報酬、諸手当の認定及び支給事務
- (4) 契約
 - 長期継続契約の状況
- (5) 公有財産
 - 土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理の状況
- (6) 物品
 - 取得、管理及び処分状況
- (7) 債権
 - 債権管理の状況

第2 監査の結果

1 各監査対象機関における財務に関する事務は、調査した範囲において、適正に執行されていると認められた。

なお、重点事項の調査の結果、一部の事務において改善を要するものがあった。

2 重点事項の調査結果

- (1) 調査対象機関
 - 青豊高等学校等15校
- (2) 調査の内容

農業生産物等の生産から販売までの管理事務及び販売代金の収納事務の執行が適正であるかどうかについて、関係書類をもとに調査を行った。

(3) 調査の結果

農業生産物等の生産及び販売に関する事務処理について、周知徹底が必要なものや販売代金が速やかに収納されていないもの、また、販売代金の振込口座の必要性について整理が必要なものが見受けられた。

今後、農業生産物等の管理及び収納事務について、適正に執行されるよう求めるものである。

監査公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政的援助等に係る監査及び同第5項の規定に基づく随時監査を、福岡県有明海海苔共販漁業協同組合連合会等58団体及び青少年課等5課について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成21年4月8日

福岡県監査委員	工藤壽文
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	野田栄市

第1 監査の概要

1 監査対象団体、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象団体

福岡県有明海海苔共販漁業協同組合連合会等58団体

(2) 監査対象期間

平成19年度

(3) 監査実施期間

平成20年10月1日から平成21年2月19日まで 実日数59日間、延日数102日間

監査対象団体	監査実施期間
福岡県有明海海苔共販漁業協同組合連合会	平成20年10月1日から 平成20年10月2日まで
福岡県土地開発公社	平成20年10月1日から 平成20年10月2日まで
福岡県障害者スポーツ協会	平成20年10月3日
福岡県農地・水・環境保全協議会	平成20年10月8日から 平成20年10月9日まで
福岡県漁業信用基金協会	平成20年10月8日から 平成20年10月9日まで
学校法人 不知火学園 誠修高等学校	平成20年10月10日
学校法人 福岡文化学園 博多女子高等学校	平成20年10月10日
福岡県道路公社	平成20年10月15日から 平成20年10月17日まで
財団法人 福岡県女性財団	平成20年10月21日
株式会社 イズミテクノ	平成20年10月22日から 平成20年10月23日まで
財団法人 福岡県水源の森基金	平成20年10月22日から 平成20年10月23日まで
学校法人 飯塚学園 小倉日新館中学校	平成20年10月24日
学校法人 常磐学園 常磐高等学校	平成20年10月24日
社団法人 福岡県青少年育成県民会議	平成20年10月24日
福岡北九州高速道路公社	平成20年10月29日から 平成20年10月31日まで
財団法人 福岡県人権啓発情報センター	平成20年11月5日

財団法人	監査対象団体	監査実施期間
福岡県豊前海漁業振興基金	福岡県豊前海漁業振興基金	平成20年11月5日
福岡県土地改良事業団体連合会	福岡県土地改良事業団体連合会	平成20年11月6日から 平成20年11月7日まで
福岡県建設技術情報センター	福岡県建設技術情報センター	平成20年11月6日から 平成20年11月7日まで
福岡県国際交流センター	福岡県国際交流センター	平成20年11月12日から 平成20年11月14日まで
福岡県農業振興推進機構	福岡県農業振興推進機構	平成20年11月12日から 平成20年11月14日まで
学校法人岡垣第一幼稚学園	学校法人 岡垣第一 幼 稚 園	平成20年11月19日
福岡県私立学協会	福岡県私立学協会	平成20年11月19日
福岡県私立学教育振興会	福岡県私立学教育振興会	平成20年11月20日から 平成20年11月21日まで
福岡県私立幼稚園退職金基金社団	福岡県私立幼稚園退職金基金社団	平成20年11月20日から 平成20年11月21日まで
アーク口入福岡	アーク口入福岡	平成20年11月26日から 平成20年11月28日まで
福岡県地域福祉財団	福岡県地域福祉財団	平成20年11月26日から 平成20年11月28日まで
福岡県産炭地域振興センター	福岡県産炭地域振興センター	平成20年12月2日まで
福岡県住宅供給公社	福岡県住宅供給公社	平成20年12月3日から 平成20年12月5日まで
医療・介護・教育研究財団	医療・介護・教育研究財団	平成20年12月10日から 平成20年12月12日まで
福岡県国民健康保険団体連合会	福岡県国民健康保険団体連合会	平成20年12月17日から 平成20年12月18日まで
福岡県教育文化奨学財団	福岡県教育文化奨学財団	平成20年12月17日から 平成20年12月19日まで
福岡県大	福岡県大	平成20年12月19日
福岡水素工ネルギ一戦略会議	福岡水素工ネルギ一戦略会議	平成21年1月6日から 平成21年1月7日まで
岡崎建工株式会社	岡崎建工株式会社	平成21年1月8日から 平成21年1月9日まで
管理センター・カホスイミング (代表団体 財団法人福岡県公園管理センター)	管理センター・カホスイミング (代表団体 財団法人福岡県公園管理センター)	平成21年1月8日から 平成21年1月9日まで

監査対象団体		監査実施期間
筑後広域公園振興事業団 (代表団体株式会社A.J・コーポレーション)		平成21年1月8日から 平成21年1月9日まで
医療法人 共愛会		平成21年1月14日
財団法人 福岡県スポーツ振興公社		平成21年1月14日から 平成21年1月16日まで
財団法人 福岡県暴力追放運動推進センター		平成21年1月16日
社団法人 北九州市小倉医師会		平成21年1月21日
財団法人 福岡県メデイカルセンター		平成21年1月21日
福岡県高等学校体育連盟		平成21年1月21日
社団法人 朝倉医師会		平成21年1月22日から 平成21年1月23日まで
財団法人 福岡県環境保全公社		平成21年1月22日から 平成21年1月23日まで
福岡空港整備促進協議会		平成21年1月28日
財団法人 福岡県中小企業振興センター		平成21年1月28日から 平成21年1月30日まで
北九州工アターミナル株式会社		平成21年1月29日から 平成21年1月30日まで
福岡県商工会連合会		平成21年2月4日から 平成21年2月5日まで
財団法人 福岡県産業・科学技術振興財団		平成21年2月4日から 平成21年2月6日まで
宗像市商工会		平成21年2月6日
ジェイアール九州バス株式会社		平成21年2月12日
福岡津市商工会		平成21年2月12日
大野城市商工会		平成21年2月13日
筑前町商工会		平成21年2月13日
前原市商工会		平成21年2月13日

監査対象団体	監査実施期間
財団法人 直 報 情 報 ・ 産 業 振 興 協 会	平成21年2月17日
社団法人 福 岡 県 ト ラ ッ ク 協 会	平成21年2月18日から 平成21年2月19日まで

2 監査の範囲

今回の監査は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体、県が平成19年度において財政的援助を行った団体及び地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体等58団体について、財政的援助等に係る出納その他の事務が、援助等の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかについて実施した。

また、当該団体に対する財政的援助等の事務の執行状況を調査するため、地方自治法第199条第5項の規定に基づく所管課の監査を次のとおり実施した。

平成20年12月2日...社団法人福岡県青少年育成県民会議の所管課である青少年課

平成20年12月15日...福岡県障害者スポーツ協会の所管課である障害者福祉課

平成21年1月27日...福岡県住宅供給公社の所管課である県営住宅課

平成21年2月3日...財団法人福岡県地域福祉財団の所管課である福祉総務課

平成21年2月16日...財団法人福岡県農業振興推進機構の所管課である園芸振興課

3 監査対象団体の概要及び財政的援助等の内容

監査対象団体ごとの事業の概要及びこれらの事業を助成するため県が行った財政的援助等の内容は次表のとおりである。

団 体 名	事 業 の 概 要	財 政 的 援 助 等 の 内 容
福岡県有明海海苔共販 漁業協同組合連合会	<p>会員が共同して経済活動を行い、会員の組合員（以下「所属員」という。）の漁業の生産能力を上げ、もって所属員の経済的、社会的地位を高めるため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 所属員の事業に必要な物資の供給 2 所属員の事業に必要な共同利用施設の設置 3 所属員の生産する海苔の販売、加工、保管又は運搬 4 海苔の繁殖保護、水産資源の管理、その他漁場の利用に関する事業 5 水産に関する経営及び技術の向上並びにこの連合会の事業に関する所属員の知識の向上を図るための教育及び所属員に対する一般的情報の提供 6 所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結 7 全各号の事業に付帯する事業 	<p>県は、当連合会の経営基盤強化を図るための資金の貸付を行うほか、当連合会の事業運営に要する経費に対し、補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>漁業協同組合等組織整備資金貸付金 300,000,000円</p> <p>福岡のり販売戦略強化事業費補助金 3,500,000円</p> <p>福岡県水産業振興対策事業費補助金 5,000,000円</p> <p>福岡県漁民の森づくり活動事業費補助金 330,000円</p>

団 体 名	事 業 の 概 要	財政的援助等の内容
福岡県土地開発公社	地域の秩序ある整備を図るため、公有地の拡大の整備に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき、公共用地、公用地等の取得、造成その他の管理及び処分等を行うほか、国、地方公共団体、その他公共団体の委託を受けて、土地の取得の斡旋、調査、測量等の事業を実施している。	<p>県は、基本金の全額を出資するとともに、公共用地先行取得資金等を貸付けている。援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県土地開発公社出資金 30,000,000円 (うち19年度 0円)</p> <p>福岡県道路・河川事業用地先行取得資金貸付金 3,000,000,000円 (うち19年度 0円)</p> <p>福岡県土地開発基金貸付金 4,735,465,698円 (うち19年度 1,331,453,000円)</p>
福岡県障害者スポーツ協会	<p>当協会は、以下の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害者スポーツに関する知識の普及及び実践活動の啓発 2 障害者スポーツに関する調査研究及び広報活動 3 障害者スポーツ指導員の養成 4 地域における障害者スポーツ指導者研修の実施 5 障害者スポーツクラブの育成及び助成 6 各種大会への派遣助成 7 県からの委託事業の実施 8 その他目的を達成するために必要な事業 	<p>県は、当協会の事業運営に要する経費に対し、補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県障害者スポーツ全国大会選手団派遣費補助金 20,095,000円</p> <p>福岡県障害者スポーツ協会運営費補助金 19,387,000円</p>
福岡県農地・水・環境保全協議会	農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみで効果の高い共同活動の推進、農業者ぐるみでの先進的な営農活動の推進等に資する事業を実施している。	<p>県は、当協議会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり交付金を交付している。</p> <p>福岡県農地・水・環境保全向上事業交付金 296,355,404円</p>
福岡県漁業信用基金協会	会員である中小漁業者、水産加工業者等が必要とする資金の融通の円滑化を図るため、中小漁業者等が金融機関から融資を受ける場合、その金融機関に対する債務の保証事業を実施している。	<p>県は、基本金の43.4%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対して補助金の交付及び資金の貸付けを行っている。援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県漁業信用基金協会出資金 444,450,000円 (うち19年度 0円)</p> <p>福岡県漁業信用基金協会指導事業強化費補助金 6,400,000円</p> <p>福岡県漁業信用基金協会運営資金貸付金 576,000,000円</p>
学校法人 不知火学園 誠修高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	<p>県は、高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県私立学校経常費補助金 234,268,000円</p> <p>福岡県私立高等学校授業料軽減補助金 10,677,600円</p> <p>福岡県結核予防補助金 58,500円</p>

団体名	事業の概要	財政的援助等の内容
学校法人 福岡文化学園 博多女子高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 福岡県私立学校経常費補助金 306,811,000円 福岡県私立高等学校授業料軽減補助金 10,867,200円
福岡県道路公社	福岡県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について、料金を徴収することができる道路の新設、改良、維持、修繕等を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として、次の事業を実施している。 1 鳥栖筑紫野道路、冷水道路、二丈浜玉道路及び福岡前原道路の維持管理 2 天神中央公園駐車場の維持管理	県は、基本金の75.2%を出資し、事業運営に要する経費に対し負担金の交付及び資金の貸付を行うとともに、当公社の債務について債務保証を行っている。 援助等の明細は、次のとおりである。 福岡県道路公社出資金 22,356,900,000円 (19年度県への返還額 580,000,000円) 冷水有料道路事業負担金 867,000,000円 福岡県道路公社有料道路管理運営資金貸付金 983,400,000円 保証債務残高(平成19年度末) 47,109,540,239円
財団法人 福岡県女性財団	女性問題に関する県民の自主的で創造的な活動を支援し、相互の連携を図ることにより、男女の自立と対等な社会参画の推進に寄与することを目的として、女性問題に関する情報の収集・提供、相談及び支援、参加交流・調査研究・研修養成事業等を実施している。	県は、基本金の全額を出資するとともに事業運営に要する経費に対し負担金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 福岡県女性財団出資金 200,000,000円 (うち19年度 0円) 県派遣職員給与負担金 33,753,891円
株式会社 イズミテック	福岡県立ももち文化センターの管理運営を行っている。	県は、福岡県立ももち文化センターの指定管理者として管理運営を行わせている。 福岡県立ももち文化センター管理運営料 90,844,000円 (施設の利用料金収入 72,283,772円)

団体名	事業の概要	財政的援助等の内容
財団法人 福岡県水源の森基金	<p>森林の造成及び内容の充実等を図ることにより、森林の持つ水源かん養及び県土保全等の公益的機能を高めるとともに、県民による健全な森林づくり、緑豊かな環境づくり及び県民の緑化意識の高揚を図り、併せて森林整備の担い手対策を進め、もって水資源の開発と確保及び林業の振興に資することを目的に、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 森林の造成整備に関する事業 2 森林の確保に関する事業 3 森林の機能の充実に係る調査研究に関する事業 4 緑化の普及啓発に関する事業 5 森林整備の担い手対策に関する事業 6 緑の募金（緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する緑の募金をいう。以下同じ。）の募金運動の実施及び寄付金の管理に関する事業 7 森林整備等（法第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を行う者又は森林整備等を行う者に対して助成する者に対する交付金の交付に関する事業 8 森林整備等の実施に関する事業 9 上流地域と下流地域との相互理解を促進するための普及啓発及び交流に関する事業 10 ダム建設等の諸施策に伴い必要となる水源地域における諸環境及び諸機能の保全及び増進に関する調査研究に関する事業 11 ダム建設等の諸施策に伴い必要となる情報交換及び連絡に関する事業 12 その他基金の目的を達成するために必要な事業 	<p>県は、基本金の99.0%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県水源の森基金出資金 1,381,976,393円 （うち19年度 0円）</p> <p>福岡県水源の森基金事業費補助金 6,700,000円</p> <p>福岡県林業担い手育成強化対策事業費補助金 4,232,000円</p>
学校法人 飯塚学園 小倉日新館中学校	<p>教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学精神により地域の教育振興に寄与すべく中等普通教育を行っている。</p>	<p>県は、当中学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため次のとおり補助金を交付している。</p> <p>福岡県私立学校経常費補助金 82,198,000円</p>
学校法人 常磐学園 常磐高等学校	<p>教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。</p>	<p>県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県私立学校経常費補助金 220,052,000円</p> <p>福岡県私立高等学校授業料軽減補助金 10,848,000円</p>

団 体 名	事 業 の 概 要	財政的援助等の内容
社団法人 福岡県青少年育成県民会議	<p>広く県民の総意を結集し、国や県の施策に呼応して、総合的な運動を展開し、将来を担う青少年の健全な育成を図ることを目的に次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 青少年の自立と社会参加活動の促進並びに組織の充実強化 2 青少年健全育成活動の推進 3 明るい家庭づくりと心豊かな子育て運動の推進 4 広報啓発活動 5 青少年育成指導者、ボランティアの登録及び研修 	<p>県は、当県民会議の事業運営に要する経費に対し、補助金を交付している。</p> <p>福岡県青少年育成県民運動推進事業費補助金 31,417,269円</p> <p>福岡県青少年囲碁交流事業補助金 1,000,000円</p>
福岡北九州高速道路公社	<p>福岡市及び北九州市の区域並びにその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕等を総合的かつ効率的に行うこと等により、地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 福岡高速道路の建設事業及び維持管理 2 北九州高速道路の建設事業及び維持管理 	<p>県は、基本金の50.0%を出資するとともに、特別転貸貸付金等の貸付け及び当公社の債務について債務保証を行っている。援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡北九州高速道路公社出資金 104,807,800,000円</p> <p>(うち19年度 2,655,000,000円)</p> <p>特別転貸貸付金 95,601,226,328円</p> <p>(うち19年度 2,758,000,000円)</p> <p>都市高速道路経営改善資金貸付金 15,000,000,000円</p> <p>(うち19年度 0円)</p> <p>保証債務残高(平成19年度末) 311,588,546,490円</p>
財団法人 福岡県人権啓発情報センター	<p>同和問題をはじめとする人権問題に関する資料、情報の収集及び提供を行い、並びに啓発活動を推進することにより、県民の人権意識を高め、差別のない社会の確立に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人権啓発に関する啓発・情報提供 2 人権啓発に関する指導・研修 3 人権啓発に関する調査研究 4 施設の管理及び運営の受託 5 法人の目的を達成するために必要な事業 	<p>県は、基本金の全額を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し負担金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県人権啓発情報センター出資金 200,000,000円</p> <p>(うち19年度 0円)</p> <p>県派遣職員給与負担金 31,752,535円</p>
財団法人 福岡県豊前海漁業振興基金	<p>豊前海の漁業の振興と発展を図ることにより、豊前海漁業の活性化に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 栽培漁業の推進に関する事業 2 資源管理型漁業の推進に関する事業 3 漁業者の育成に関する事業 4 海洋環境の保全に関する事業 5 漁業に関する広報事業 6 その他基金の目的を達成するために必要な事業 	<p>県は、基本金の60.8%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県豊前海漁業振興基金出資金 1,235,000,000円</p> <p>(うち19年度 0円)</p> <p>福岡県豊前海漁業振興基金強化育成費補助金 6,700,000円</p>

団 体 名	事 業 の 概 要	財政的援助等の内容
財団法人 福岡県農業振興推進機構	<p>農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化による農業経営基盤の強化等農業構造の改善に関する事業等の適切かつ円滑な遂行を図るとともに、農業公共用地の取得事業、農業担い手の確保・育成、農産物の産地銘柄の確立、都市と農村の共生に関する事業等を行い、もって本県農業の健全な発展に資することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農地保有合理化に関する事業 2 農業公共用地の取得、管理及び処分に関する事業 3 農業担い手の確保及び育成に関する事業 4 就農支援資金の貸付けに関する事業 5 営農指導力向上等対策に関する事業 6 農産物のブランド化推進に関する事業 7 農産物の認証制度に関する事業 8 都市と農村の交流に関する事業 9 その他機構の目的を達成するため必要な事業 	<p>県は、基本金の88.0%を出資し、事業運営に要する経費に対し補助金の交付及び資金の貸付けを行うとともに当機構の債務について損失補償を行っている。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県農業振興推進機構出資金 368,000,000円 （うち19年度 0円）</p> <p>福岡県農地保有合理化事業資金貸付金 114,000,000円</p> <p>福岡県就農支援資金貸付金 162,597,000円 （うち19年度 0円）</p> <p>農地保有合理化促進対策補助金 27,811,768円</p> <p>福岡県農業技術担い手対策等事業費補助金（青年農業者等育成確保推進事業） 5,331,807円</p> <p>福岡県農業技術担い手対策等事業費補助金（農業経営指導強化対策事業） 2,800,000円</p> <p>福岡県減農薬・減化学肥料栽培認証事業費補助金 497,000円</p> <p>福岡ブランド販売戦略事業費補助金 30,947,000円</p> <p>補償債務残高（平成19年度末） 128,337,775円</p>
学校法人 岡垣第一幼稚学園 岡垣第一幼稚園	<p>教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行っている。</p>	<p>県は、当幼稚園における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上を図るため、次のとおり補助金を交付している。</p> <p>福岡県私立学校経常費補助金 65,044,000円</p>
福岡県私学協会	<p>私立学校の経営の安定と、正常な教育効果の高揚を図るとともに、私学相互の連携協力により教育振興を図ることを目的として、私学教育の振興に関すること、学校法人の経営・管理に関すること、国及び地方公共団体やこれに関連する団体との連絡折衝、日本私立中学高等学校連合会及び都道府県私学団体並びに教育各種団体との連絡提携、その他に本会の目的を達成するために必要な事業を実施している。</p>	<p>県は、当協会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。</p> <p>福岡県私学協会補助金 33,044,590円</p>

団体名	事業の概要	財政的援助等の内容
財団法人 福岡県産炭 地域振興センター	<p>県内の産炭地域の広域的な振興に資する事業等を推進するとともに、産炭地域が自立的に新たな産業の創造等に資する事業を推進することにより、当該産炭地域の振興及び同地域の経済の自立的な発展に寄与することを目的として次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 産炭地域活性化に資する事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域振興企画調査等事業 (2) 炭鉱跡地取得支援等基盤整備事業 (3) 企業誘致等支援事業 (4) 広報、啓発、イベント等ソフト事業 (5) その他産炭地域の振興上必要な事業 2 新たな産業の創造等に資する事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新たな産業の創造に資する事業 (2) (1)の事業に関連する産業基盤整備に資する事業 (3) (1)及び(2)に掲げる事業に付随する事業 	<p>県は、活性化基金(基本財産)の94.0%と新産業創造等基金の100%を次のとおり出資している。</p> <p>福岡県産炭地域振興センター出資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活性化基金分 8,000,000,000円 (うち19年度 0円) ・新産業創造等基金分 8,000,000,000円 (うち19年度 0円)
福岡県住宅供給公社	<p>住宅及び住宅の用に供する宅地を供給し、住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 賃貸住宅、分譲住宅及び分譲宅地の建設事業 2 賃貸住宅等の経営事業 3 県営住宅管理及び保全受託事業 	<p>県は、基本金の76.0%を出資し、事業運営に要する経費に対し補助金の交付及び資金の貸付けを行うとともに、県営住宅の指定管理者として管理運営を行っている。援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県住宅供給公社出資金 3,800,000円 (うち19年度 0円)</p> <p>福岡県特定優良賃貸住宅利子補給金 26,729,763円</p> <p>福岡県特定優良賃貸住宅家賃減額補助金 20,883,000円</p> <p>高齢者向優良賃貸住宅供給促進事業補助金 692,000円</p> <p>住宅市街地総合整備事業補助金 2,512,000円</p> <p>県派遣職員給与負担金 83,662,542円 運営資金貸付金 1,500,000,000円 県営住宅管理運営料 599,594,241円 (施設の利用料金収入 231,424,800円)</p>
財団法人 医療・介護 ・教育研究財団	<p>福岡県の地域医療及び介護の確保と質の向上に寄与することを目的として、福岡県立精神医療センター太宰府病院の管理運営等を行っている。</p>	<p>県は、当財団に福岡県立精神医療センター太宰府病院の指定管理者として管理運営を行わせている。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県立精神医療センター太宰府病院診療報酬交付金 1,676,567,783円</p> <p>福岡県立精神医療センター太宰府病院管理料 19,652,442円</p>

団体名	事業の概要	財政的援助等の内容
福岡県国民健康保険団体連合会	<p>国民健康保険法に基づき、会員である保険者が共同して、その目的を達成することを目的として、次の事業を実施している</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保険者の事務の共同処理 2 診療報酬の審査及び支払 3 国民健康保険運営資金の融資 4 保健事業 5 国民健康保険に関する調査研究 6 国民健康保険に関する広報及び研修等保険者の円滑な事業運営に資する事業その他この会の目的を達成するために必要な事業 	<p>県は、当連合会の事業運営に要する経費に対し補助金を交付するとともに、運用資金の貸付を行っている。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県介護保険苦情処理業務支援補助金 18,435,000円</p> <p>福岡県国民健康保険高額療養資金貸付金 200,000,000円</p>
財団法人 福岡県教育文化奨学財団	<p>勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な者に対する奨学事業及び教育文化に関する普及振興事業等を行い、知性豊かで創造性に満ち、社会に貢献し得る人材の育成及び教育文化の向上発展に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 奨学金の貸与 2 学生会館の設置及び運営 3 奨学金の貸与を受ける学生・生徒及び在館学生の指導 4 教育文化に関する助成 5 教育文化に関する顕彰 6 教育文化に関する調査研究 7 福岡県青少年科学館の施設、設備の維持管理及び運営 8 科学教育の普及に関する事業 9 科学の振興に関する調査及び研究に関する事業 10 その他前条の目的を達成するため必要な事業 	<p>県は、基本金の99.0%を出資し、事業運営に要する経費に対し補助金の交付及び資金の貸付け並びに当財団の債務について損失補償を行うとともに、福岡県青少年科学館の指定管理者として管理運営を行わせている。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県教育文化奨学財団出資金 2,526,000,000円 (うち19年度 0円)</p> <p>県派遣職員給与負担金 63,616,000円</p> <p>福岡県教育文化奨学財団奨学事業に係る補助金 128,293,000円</p> <p>福岡県教育文化奨学財団奨学事業に係る貸付金 15,898,774,000円 (うち19年度 3,357,279,000円)</p> <p>福岡県青少年科学館管理運営料 208,350,000円 (施設の利用料金収入 49,836,430円) 補償債務残高(平成19年度末) 1,058,195,694円</p>
学校法人 福岡大学	<p>教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、学校教育を行っている。</p>	<p>県は、当大学の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県救急医療施設等設備整備費補助金 11,340,000円</p> <p>福岡県災害派遣医療チーム整備事業費補助金 1,922,000円</p> <p>福岡県看護師等養成所運営費補助金 17,372,000円</p> <p>福岡県総合周産期母子医療センター運営費補助金 34,750,000円</p>
福岡水素エネルギー戦略会議	<p>産業界、大学、行政が緊密に連携して、水素エネルギーに係る研究開発、実証活動及び人材育成等を実施し、環境にやさしい水素エネルギー社会の構築を目的として、水素エネルギー社会構築に係る事業の企画及び推進事業を行っている。</p>	<p>県は、当戦略会議の事業運営に要する経費に対し、次のとおり負担金を交付している。</p> <p>福岡水素エネルギー戦略会議負担金 127,738,000円</p>

団体名	事業の概要	財政的援助等の内容
岡崎建工株式会社	福岡県営中央公園の管理運営を行っている。	県は、福岡県営中央公園の指定管理者として次のとおり管理運営を行っている。 福岡県営中央公園管理運営料 60,208,550円 (施設の利用料金収入 379,760円)
管理センター・カホスイミング(代表団体)財団法人福岡県公園管理センター)	福岡県営筑豊緑地の管理運営を行っている。	県は、福岡県営筑豊緑地の指定管理者として次のとおり管理運営を行っている。 福岡県営筑豊緑地管理運営料 185,899,299円 (施設の利用料金収入 23,794,169円)
筑後広域公園振興事業団(代表団体 株式会社A J・コーポレーション)	福岡県営筑後広域公園の管理運営を行っている。	県は、福岡県営筑後広域公園の指定管理者として次のとおり管理運営を行っている。 福岡県営筑後広域公園管理運営料 108,565,016円 (施設の利用料金収入 4,119,267円)
医療法人 共愛会	病院及び診療所、介護老人保健施設を経営し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療行為等を普及する事業を実施している。	県は、当法人の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 共同利用施設整備事業補助金 140,000,000円 看護師勤務環境改善施設整備事業補助金 15,442,000円
財団法人 福岡県スポーツ振興公社	県及び久留米市からスポーツ諸施設の維持管理及び運営の委託等を受け、体育・スポーツの振興を図るとともに、あわせて県民の健康増進と福祉の向上に寄与するために次の事業を実施している。 1 県及び久留米市から委託等を受けたスポーツ施設の維持管理及び運営に関する事業 2 体育・スポーツの振興に関する事業 3 スポーツ教室及びイベントの開催等に関する事業 4 福岡県立総合射撃場におけるクレアの販売等に関する事業 5 スポーツ関係団体の育成強化及び情報提供 6 各種スポーツ大会の推進 7 スポーツに関する顕彰 8 その他目的を達成するために必要な事業	県は、基本金の99.6%を出資し、事業運営に要する経費に対して負担金を交付するとともに、福岡県立スポーツ科学情報センター、福岡県立総合プール、福岡県立総合射撃場及び福岡県立久留米スポーツセンターの指定管理者として管理運営を行わせている。 援助等の明細は、次のとおりである。 福岡県スポーツ振興公社出資金 2,455,026,484円 (うち19年度 0円) 福岡県立スポーツ科学情報センター管理運営料 137,432,000円 職員人件費負担金 12,743,656円 (施設の利用料金収入 56,429,749円) 福岡県立総合プール管理運営料 126,364,000円 職員人件費負担金 5,583,903円 (施設の利用料金収入 29,724,529円) 福岡県立総合射撃場管理運営料 7,777,000円 (施設の利用料金収入 10,174,600円) 福岡県立久留米スポーツセンター管理運営料 54,066,000円 職員人件費負担金 6,330,900円 (施設の利用料金収入 12,350,130円) 県派遣職員給与負担金 83,982,984円

団体名	事業の概要	財政的援助等の内容
財団法人 福岡県暴力追放運動推進センター	暴力団員による不当な行為を予防するための広報活動等を推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救援を行うこと等により、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図るための事業を実施している。	県は、基本金の79.0%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 福岡県暴力追放運動推進センター出資金 1,218,765,200円 (うち19年度 0円) 福岡県暴力追放運動推進センター補助金 3,000,000円 福岡県暴力追放運動推進センター「暴力団排除活動支援事業」補助金 19,554,385円
社団法人 北九州市小倉医師会	医道の高揚ならびに医学、医術の発達普及と公衆衛生の向上を図り、もって、地域社会の福祉を増進するための事業を実施している。	県は、当医師会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。 福岡県看護師等養成所運営費補助金 31,481,000円
財団法人 福岡県メディカルセンター	広く地域住民の健康を保持増進し、教育指導、調査研究並びに医療及び情報システムの整備等により、福岡県における包括医療の確立を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的として、次の事業を実施している。 1 福岡県救急医療情報システムによる情報提供 2 高校生の心臓検診に関すること 3 臨床検査に関する事項 4 老人保健法による肺ガン検診に関すること 5 医療相談に関する事項 6 臓器移植に関する事項 7 外部評価に関する事項	県は、基本金の45.5%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 福岡県メディカルセンター出資金 10,000,000円 (うち19年度 0円) 福岡県移植コーディネーター設置費補助金 4,735,000円
福岡県高等学校体育連盟	本県高等学校に係る体育・スポーツ活動の振興を図り、もって高校生の健全な発達を図ることを目的として、次の事業を行っている。 1 協議会の開催ならびに派遣 2 運動競技の指導奨励 3 体育振興の調査研究 4 関係団体・機関との連携等	県は、当連盟の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。 体育振興費補助金 34,516,000円

団体名	事業の概要	財政的援助等の内容
社団法人 朝倉医師会	<p>当医師会は、以下の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域医療の確立及び整備に関する事項 2 医師の生涯教育及び研究 3 社会保障制度の充実改善 4 公衆衛生の指導及び調査 5 医業経営の改善と合理化 6 会員の相互扶助及び親睦並びに福祉増進 7 病院の設置及び運営 8 看護師等の養成施設の設置及び運営 9 訪問看護ステーションの設置及び運営 10 健診センターに関する事項 11 介護老人保健施設の設置及び運営 12 居宅介護支援事業及び居宅サービス事業並びに介護予防サービス事業 13 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業 14 その他目的達成に必要な事項 	<p>県は、当医師会の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。</p> <p>病院整備事業費補助金 2,000,000,000円</p> <p>病院運営事業費補助金 130,445,850円</p> <p>へき地医療拠点病院運営費補助金 10,699,000円</p> <p>福岡県看護師等養成所運営費補助金 8,987,000円</p>
財団法人 福岡県環境保全公社	<p>廃棄物の適正な循環の利用及び処理処分に関する調査研究を行うとともに、広く県民に対し廃棄物に関する知識の普及・啓発を図り、もって県民の快適で住み良い生活環境づくりと産業経済の健全な発展に資することを目的として、次の事業等を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物の循環の利用や処理処分に関する調査研究事業 2 廃棄物の循環の利用や処理処分に関する啓発事業 	<p>県は、基本金の全額を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し、補助金等を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県環境保全公社出資金 54,470,000円 (うち19年度 0円)</p> <p>福岡県環境保全公社運営事業費補助金 921,000円</p> <p>県派遣職員給与負担金 96,426,000円</p>
福岡空港整備促進協議会	<p>当協議会は、以下の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ターミナルの建設促進及び民間空港施設の整備促進 2 民間空港の振興に必要な調査研究並びに啓発、宣伝 3 航空路の誘致 4 空港の整備促進にかかる特別な事業の実施 5 その他本会の目的達成に必要な事業 6 空港周辺環境対策事業の促進 	<p>県は、当協議会の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡空港整備促進協議会負担金 1,450,000円</p> <p>福岡県空港周辺対策事業補助金 12,700,000円</p>

団体名	事業の概要	財政的援助等の内容
財団法人 福岡県中小企業振興センター	<p>中小企業支援育成機関相互の連携を図り、県内中小企業振興の拠点として、その機能の発揮に努めるとともに、中小企業の経営資源の強化、活性化を支援することにより、経営の健全化を促進し、もって中小企業の振興に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 福岡県中小企業振興センター及びその他所有建物の管理運営に関する事業 2 中小企業団体相互の連携協調に関する事業 3 起業化支援に関する事業 4 人材育成に関する事業 5 販路開拓支援に関する事業 6 交流促進に関する事業 7 設備支援に関する事業 8 下請取引に関する事業 9 情報化に関する事業 10 創業・経営支援に関する事業 11 その他この法人の目的を達するために必要な事業 12 産学連携コーディネート事業 13 海外駐在員派遣事業 14 先進的対内直接投資推進事業 15 下請中小企業自立化塾事業 	<p>県は、基本金の85.0%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対して補助金の交付及び資金の貸付けを行っている。援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県中小企業振興センター出資金 2,122,711,020円 (うち19年度 0円)</p> <p>福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金 136,318,000円 福岡県中小企業総合支援事業費補助金 207,969,000円</p> <p>福岡県中心市街地商業活性化推進事業費補助金 2,311,050円</p> <p>福岡県商店街競争力強化事業費補助金 9,600,000円</p> <p>小規模企業者等設備導入資金支援対策費補助金 20,357,027円</p> <p>小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金 29,279,000円</p> <p>福岡県新生活産業振興支援補助金 1,838,733円</p> <p>福岡県工業技術振興対策事業費補助金 23,984,000円</p> <p>福岡県中心市街地商業活性化基金貸付金 500,000,000円 (うち19年度 0円)</p> <p>小規模企業者等設備導入(設備貸与)資金貸付金 2,498,222,000円 (うち19年度 396,985,000円)</p> <p>小規模企業者等設備導入(設備資金貸付)資金貸付金 2,578,815,600円 (うち19年度 469,230,000円)</p>
北九州エアターミナル株式会社	北九州空港旅客・貨物ターミナルビル の管理運営に関する事業	<p>県は資本金の28.4%を次のとおり出資している。</p> <p>北九州エアターミナル株式会社出資金 1,000,000,000円 (うち19年度 0円)</p>
福岡県商工会連合会	<p>商工会の健全な発達を図り、もって工業の振興に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 商工会の組織、事業についての指導連絡 2 商工業に関する専門的事項についての相談指導 3 商工業に関する情報、資料の収集及び提供 4 商工会の意見を総合してこれを公表し、又は国会、行政庁等に具申し、若しくは建議すること 	<p>県は、当連合会の事業運営に要する経費に対し、補助金を交付している。援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県小規模事業経営支援事業費補助金 349,942,728円 福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金 21,150,000円</p>

団体名	事業の概要	財政的援助等の内容
財団法人 福岡県産業・科学技術振興財団	<p>産学官の共同研究による創造的研究開発を推進する等により科学技術の振興を図り、福岡県の産業構造の高度化や新たな産業の育成に貢献し、もって福岡県の産業の活性化と県民生活の質的向上に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 産学官の共同研究による創造的研究開発支援事業 2 科学技術に関する研究交流事業 3 国際的科学技術交流推進事業 4 創造的中小企業の育成支援事業 5 システムL S I 総合開発に関する施設の管理運営 	<p>県は、基本金の89.8%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金の交付及び資金の貸付けを行っている。援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県産業・科学技術振興財団出資金 2,300,000,000円 (うち19年度 0円)</p> <p>創造的中小企業創出支援事業に要する投資原資貸付金 349,560,000円 (うち19年度 0円)</p> <p>創造的中小企業創出支援事業に係る基金造成資金貸付金 555,000,000円 (うち19年度 0円)</p> <p>地域ベンチャーファンド出資金貸付金 298,150,620円 (うち19年度 0円)</p> <p>福岡県産業・科学技術振興財団運営事業費補助金 (財団運営管理事業等) 274,793,000円</p> <p>福岡県産業・科学技術振興財団事業費補助金 (システムL S I 設計開発拠点構築事業) 294,889,000円</p> <p>福岡県産業・科学技術振興財団運営事業費補助金 (創造的中小企業創出支援事業) 17,118,000円</p> <p>福岡県産業・科学技術振興財団運営事業費補助金 (ベンチャーサポートセンター事業) 99,927,000円</p> <p>福岡県産業・科学技術振興財団運営事業費補助金 (マッチングコネクティネート事業) 13,383,000円</p>
宗像市商工会	<p>商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、商工業の発展に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること 2 商工業に関する調査研究 3 商工業に関する情報、資料の収集及び提供 4 商工業に関して、相談に応じ指導を行うこと等 	<p>県は、当商工会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。</p> <p>福岡県小規模事業経営支援事業費補助金 69,498,549円</p>
ジェイアール九州バス株式会社	<p>当株式会社は、以下の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 旅客自動車運送事業 2 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理事業 3 広告業 4 旅行者代理業 	<p>県は、当株式会社の事業運営に要する経費に対し、補助金を交付している。援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>生活路線維持費補助金 20,023,000円</p> <p>生活路線維持費補助金 (車両購入費) 6,202,000円</p>

団 体 名	事 業 の 概 要	財政的援助等の内容
福津市商工会	<p>商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、商工業の発展に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること 2 商工業に関する調査研究 3 商工業に関する情報、資料の収集及び提供 4 商工業に関して、相談に応じ指導を行うこと等 	<p>県は、当商工会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。 福岡県小規模事業経営支援事業費補助金 52,753,283円</p>
大野城市商工会	<p>商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、商工業の発展に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること 2 商工業に関する調査研究 3 商工業に関する情報、資料の収集及び提供 4 商工業に関して、相談に応じ指導を行うこと等 	<p>県は、当商工会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。 福岡県小規模事業経営支援事業費補助金 52,466,305円</p>
筑前町商工会	<p>商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、商工業の発展に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること 2 商工業に関する調査研究 3 商工業に関する情報、資料の収集及び提供 4 商工業に関して、相談に応じ指導を行うこと等 	<p>県は、当商工会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。 福岡県小規模事業経営支援事業費補助金 47,999,199円</p>
前原市商工会	<p>商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、商工業の発展に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること 2 商工業に関する調査研究 3 商工業に関する情報、資料の収集及び提供 4 商工業に関して、相談に応じ指導を行うこと等 	<p>県は、当商工会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。 福岡県小規模事業経営支援事業費補助金 38,902,281円</p>

団 体 名	事 業 の 概 要	財政的援助等の内容
財団法人 直鞍情報・産業振興協会	<p>当協会は、以下の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 独立行政法人雇用・能力開発機構が設置した直方コンピュータ・カレッジの施設及び設備の維持、管理及び運営を行うこと。 2 求職者に対し、認定職業訓練を行うこと。 3 事業主等の委託を受けて、当該事業主等の雇用する労働者に対する職業訓練を行うこと。 4 本協会が運営する施設を事業主等の行う職業訓練のために使用させること。 5 職業訓練に関する情報及び資料の提供を行うこと。 6 職業訓練に関する調査及び研究を行うこと。 7 無料の職業紹介を行うこと。 8 直方市から委託を受けた直鞍産業振興センターの施設及び設備の維持、管理及び運営を行うこと。 9 地域企業の経営及び技術の高度化並びに情報産業に関する研究開発等の支援を行うこと。 10 その他本協会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。 	<p>県は、当協会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。国際認証電磁波測定施設整備事業費補助金 50,000,000円</p>
社団法人 福岡県トラック協会	<p>貨物自動車運送事業及び貨物運送取扱事業の改善向上と適正円滑な運営態勢の確立に努め、業界の健全なる発展を推進するための事業を実施している。</p>	<p>県は、当協会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり交付金を交付している。運輸事業振興助成交付金 794,640,000円</p>

第2 監査の結果

各監査対象団体及び監査対象所管課における財政的援助等に係る出納その他の事務は、次のとおり一部の団体及びその所管課において改善を要するものが見受けられた。

1 財団法人福岡県地域福祉財団 福祉総務課

公の施設（福岡県総合福祉センター、福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター）の管理によって取得した建物付帯設備等の資産について、県有財産として登録されていない。

この登録は県有財産の額及び評価並びに今後の管理・処分に影響を及ぼす重要なことであるので、取得した県有財産については関係帳簿に適切に計上する必要がある。

2 財団法人福岡県中小企業振興センター

電腦商社システムの資産計上を失念したため、固定資産について15,072,400円が過小計上となっている。事務処理にあたっては、誤りのないよう十分留意する必要がある。

その他の監査対象団体及び監査対象所管課における財政的援助等に係る出納その他の事務は、調査した範囲において、財政的援助等の目的に沿って適正に執行されていると認められた。

第3 意見事項

次の監査対象団体の事務について、以下のとおり意見を述べる。

1 福岡県土地開発公社

当社の累積欠損金は、前年度より2千3百万円余減少しているが、平成19年度末で1億3千9百万円余となっており、欠損金の早期解消が望まれる。

2 福岡県漁業信用基金協会

協会が債務保証契約に基づき代位弁済を行った求償権の管理・回収が十分でないことから、今後、適宜督促を行うとともに、債権者及び連帯保証人の資産調査など、求償権の管理・回収に万全を期されたい。

また、求償権の管理は、協会の経営に大きな影響を及ぼす問題であるため、出資者としての指導監督を強化する必要があり、県漁業管理課とも協議のうえ、出資者からの協会監事就任について検討されたい。

第4 監査執行上の除外

地方自治法第199条の2の規定により、利害関係者として除外した監査委員は次のとおりである。

監査対象団体名	除外した監査委員名
財団法人福岡県地域福祉財団	進谷庸助監査委員
財団法人福岡県メデイカルセンター	進谷庸助監査委員

公安委員会

福岡県公安委員会告示第94号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成21年4月8日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

交通誘導警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
平成21年7月7日（火）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成21年7月8日（水）		
平成21年7月9日（木）		

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については、実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 受付期間

平成21年5月27日（水）から同年5月28日（木）までの午前9時から午後5時45分までの間

(2) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

㊦ 検定申請書（検定規則別記様式第1号） 1通

㊧ 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

㊨ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

㊦ 検定申請書（検定規則別記様式第1号） 1通

㊧ 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書など）

㊨ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

(3) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話し、事前申し込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った当日の午後6時までに、住所地（受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記(2)に掲げる必要書類並びに検定手数料を添えて提出し、受検票の交付を受け申請手続きの完了とする。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申し込みを行った当日に、検定申請の手続きを行わなかった者の受付番号及び事前申し込みは無効とする。

エ 検定申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

(4) 検定手数料

14,000円

検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請をキャンセルした場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参（各受検者への貸与ロッカーあり。）すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時から午後5時45分まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。

福岡県公安委員会告示第95号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により公示する。

平成21年4月8日

福岡県公安委員会

1 審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定に係る全ての種別及び級

2 審査の実施日、時間及び場所

審査日	実施時間	実施場所
平成21年5月12日（火）	午前10時から午後3時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 審査定員

30名

4 審査対象者

旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者であって、次に掲げる事項のいずれかに該当する者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項（学科及び実技試験の免除）に規定する者を除く。

(1) 福岡県内に住所を有すること。

(2) 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。

(3) 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けていること。

5 審査の方法

審査は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式10問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については、実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務の実施に関すること。
- エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 審査申請手続等

(1) 受付期間

平成21年4月30日(木)から同年5月1日(金)までの午前9時から午後5時45分までの間

(2) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

- ア 審査申請書(検定規則別記様式)1通
- イ 住所地を疎明する書面(住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等)
- ウ 写真1枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。)

エ 旧合格証の写し

イ 営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合

- ア 審査申請書(検定規則別記様式)1通
- イ 営業所に属していることを疎明する書面(営業所所属証明書など)
- ウ 写真1枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。)

エ 旧合格証の写し

ウ 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合

- ア 審査申請書(検定規則別記様式)1通
- イ 写真1枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏

名及び撮影年月日を記入したもの。)

ウ 旧合格証の写し

(3) 申請方法

ア 審査を希望する者は、まず、福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話(093(381)2627)に電話して、事前申し込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った日を含めて3日以内に住所地(審査希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署又は旧合格証の交付を受けた警察署に受付番号を申告するとともに、前期②に掲げる必要書類並びに審査手数料を添えて提出すること。

ウ 審査申請は、原則として審査申請者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、審査申請者本人の委任状(本人が署名したものに限る。)を持参すること。

(4) 審査手数料

4,700円

審査手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、審査手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 審査当日、筆記用具、旧合格証及び動きやすい服装を必ず持参(貸与ロッカーあり。)すること。
- (2) 審査に関する問い合わせは、福岡県の休日定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時から午後5時45分まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。

(3) 審査申請書（検定規則別記様式）については、各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。

福岡県公安委員会告示第99号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次の者を平成21年4月1日付けで少年指導委員として委嘱するので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により告示する。

平成21年4月8日

福岡県公安委員会

	氏名	連絡先	活動区域
中央	大崎信昭	092 - 734 - 0110 中央警察署（少年係）	中央警察署の管轄区域
	内林美恵子		
	佐藤隆昭		
	林和子		
	坂本秀代		
	後藤和範		
	井上鴻一		
	舌間建喜		
博多	梅月智子	092 - 412 - 0110 博多警察署（少年係）	博多警察署の管轄区域
	中村康三		
	貞閑秀男		
	満生博文		
	緒方博		
	福山誠		
安武重次郎			
	村松秀豊		
	片岡良二		

東	笹山守人	092 - 643 - 0110 東警察署（少年係）	東警察署の管轄区域
	林廣		
	迫野譲二		
	渡辺武志		
	米倉仁山		
	早川哲也		
	大崎昭彦		
早良	萩尾武士	092 - 847 - 0110 早良警察署（少年係）	早良警察署の管轄区域
	竹之内忠		
	森本多津秋		
	後藤武司		
	室津健次		
西	緒方健二	092 - 805 - 6110 西警察署（少年係）	西警察署の管轄区域
	田崎敏		
	鈴木利英		
南	富山孝昭	092 - 542 - 0110 南警察署（少年係）	南警察署の管轄区域
	中村幸雄		
	小野眞利		
	勝野隆恵		
	重松悦子		
	鶴田満徳		
宗像	堀江伸子	0940 - 36 - 0110 宗像警察署（少年係）	宗像警察署の管轄区域
	溝口博文		
	稲永寛一郎		
	木原哲司		
	内野富美子		
	吉田前		
	永里芳也		

筑紫野	結城満義	092 - 929 - 0110 筑紫野警察署 (少年係)	筑紫野警察署の管轄区域	八幡東	矢野了	093 - 662 - 0110 八幡東警察署 (少年係)	八幡東警察署の管轄区域
	平野健蔵				林利治		
	木村文夫				宮地久男		
	関泰弘				古野智慎		
	古屋光男				坂本義徳		
	大西健雄				岸原庸夫		
粕屋	平野清信	092 - 939 - 0110 粕屋警察署 (少年係)	粕屋警察署の管轄区域	小倉北	久重路達男	093 - 583 - 0110 小倉北警察署 (少年係)	小倉北警察署の管轄区域
朝倉	飯田昭雄	0946 - 22 - 0110 朝倉警察署 (少年係)	朝倉警察署の管轄区域		緒方弘治		
	中原茂利				永尾元彦		
戸畑	坂本三夫	093 - 861 - 0110 戸畑警察署 (少年係)	戸畑警察署の管轄区域		永田義則		
	松本剛重				吉村義隆		
	菊池茂樹				右近昌雄		
	原田修				水岩敏昭		
若松	宗雪修	093 - 771 - 0110 若松警察署 (少年係)	若松警察署の管轄区域		杉信市		
	濱小路兼生				松永忠義		
	山下康子				比嘉光雄		
	仲山千工子			丸山智明			
折尾	作間忠孝	093 - 691 - 0110 折尾警察署 (少年係)	折尾警察署の管轄区域	八幡西	梶原茂義	093 - 645 - 0110 八幡西警察署 (少年係)	八幡西警察署の管轄区域
	讃井俊文				松浦克巳		
	手代木勇一				木村幸男		
	遠藤辰信				波多野直之		
門司	塚本喬	093 - 321 - 0110 門司警察署 (少年係)	門司警察署の管轄区域	行橋	江本康時	0930 - 24 - 5110 行橋警察署 (少年係)	行橋警察署の管轄区域
	山口三男				三宅昭		
	河村勝美				榎信義		
	杉元忍				増田哲人		
小倉南	清水信之	093 - 923 - 0110 小倉南警察署 (少年係)	小倉南警察署の管轄区域	直方	弘洋二	0949 - 22 - 0110 直方警察署 (少年係)	直方警察署の管轄区域
	和智岡子				隈井哲康		
	濱田俊史						

	埜岡昌秀		
	有田憲生		
飯塚	井上豊治	0948 - 21 - 0110 飯塚警察署 (少年係)	飯塚警察署の管轄区域
	片桐明治		
	古賀利広		
	田坂勝信		
	原田宣次		
	尾木義明		
	入船清		
田川	古賀徳生	0947 - 42 - 0110 田川警察署 (少年係)	田川警察署の管轄区域
	徳野康博		
	吉田仲宏		
	大澤俊朗		
	重藤将宏		
	福田秀人		
	角正司		
久留米	淵上憲士郎	0942 - 38 - 0110 久留米警察署 (少年係)	久留米警察署の管轄区域
	田中幹雄		
	大谷哲也		
	熊丸雅裕		
	前岡義人		
	野瀬利宗		
	谷川侯司		
八女	重松憲一	0943 - 22 - 5110 八女警察署 (少年係)	八女警察署の管轄区域
	山口龍二	0944 - 74 - 0110 柳川警察署 (少年係)	柳川警察署の管轄区域
原田美治			
	有田武		
	前原和吉		

大牟田	坂本幸弘	0944 - 43 - 0110 大牟田警察署 (少年係)	大牟田警察署の管轄区域
	江上幸男		
	木下幹雄		
	藤原優子		
	平川正治		
	斉藤敏博		
	谷口勇		
	森田幸子		
	齊藤繁		
	中島一実		